

日本私立学校振興・共済事業団の平成16年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価を通じて得られた法人の今後の課題

○本年度の評価から、中期計画達成に支障をきたすような内容は見受けられないが、教育条件・経営情報支援事業のような私学にとって重要かつ対応の迅速さを必要とする内容については、年度計画にこだわることなく柔軟な対応を期待したい。

②法人経営に関する意見

○独立行政法人的な管理手法導入2年目となる本年度においても、サービスの向上、事務の効率化に向けて、理事長のリーダーシップのもと一丸となって努力していくという姿勢が伺えた。

○日本私立学校振興・共済事業団は、運営費交付金等の国からの経費を受けることなく、自らが行う貸付事業から得られる利益により事業を行う法人である。したがって、事業費を確保するために貸付事業に力を入れるとともに、私学振興上重要な施策である補助事業、受配者指定寄付金事業、学術研究振興基金事業、教育条件・経営情報支援事業、情報収集・提供・普及啓発の各事業について、受益者である私立学校へのサービスの更なる向上を図ってほしい。

○少子化の進行により、私学を取り巻く環境はますます厳しいものになっており、日本私立学校振興・共済事業団が果たすべき役割も重要度が増して来ていることから、次年度以降も私学振興のための中心的な役割を果たす法人として、その事業に期待する。

※「③特記事項」については特になし

日本私立学校振興・共済事業団の平成16年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化 [※]					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化 [※]				
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
○業務運営の効率化に関する事項						(小項目名)入力システムの改善・普及	—	A			
(大項目名) 共通事項	A	A				○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
(小項目名)一般管理費、人件費の効率化	A	A				(中項目名)補助金等に関する情報の周知	B	A			
(小項目名)総費用縮減	A	A				(小項目名)補助金研修会の開催状況	—	A			
(大項目名) 補助事業	A	A				(小項目名)配分基準の公開状況	B	A			
(小項目名)申請書類の簡素化	A	A				(中項目名)補助金配分方法の見直し	A	A			
(小項目名)電算処理状況の改善	A	A				(中項目名)補助金情報の新聞等への発表	A	A			
(大項目名) 貸付事業	A	A				(中項目名)貸付制度の見直しについて	A	A			
(中項目名)延滞債権への取組み	A	A				(小項目名)貸付条件の見直し等	—	A			
(小項目名)リスク管理債権の割合	A	A				(中項目名)貸付制度の周知について	A	A			
(大項目名) 受配者指定寄付金事業	A	A				(小項目名)融資ガイド等の作成・配付	—	A			
(小項目名)処理期間の短縮状況	A	A				(小項目名)融資相談会の開催による周知	A	A			
(大項目名) 学術研究振興基金事業	A	A				(中項目名)安定した貸付財源の確保	A	A			
(小項目名)対象事業の内示時期	A	A				(小項目名)借入需要の正確な把握	A	A			
(大項目名) 教育条件・経営情報支援事業	A	A				(小項目名)貸付に必要な資金の調達状況	A	A			
(小項目名)情報ネットワークの整備状況	A	A				(中項目名)貸付審査期間の短縮等について	A	A			
(小項目名)データ作成システムの構築状況	A	A				(小項目名)審査期間の短縮状況	A	A			
(中項目名)情報収集・提供等の迅速化	B	A				(小項目名)書類の簡素化状況	A	A			
(小項目名)情報収集・情報提供の電子化	—	A				(中項目名)受配者指定寄付金事業の周知	A	A			
(中項目名)システムの普及・事務の効率化	A	A				(小項目名)制度周知資料の作成・公開	—	A			

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

日本私立学校振興・共済事業団の平成16年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(中項目名)寄付金審査手続の見直し	A	—				(中項目名)データチェック機能の充実	A	A			
(中項目名)寄付金情報の公開	A	A				(小項目名)データ更新期間の短縮	A	A			
(中項目名)公募要領の周知	A	A				○財務内容の改善に関する事項					
(小項目名)公募要領の周知等	—	A									
(中項目名)選考委員会における審議内容	A	A				(大項目名)適切な財務内容の実現等	A	A			
(小項目名)選考委員会での検討状況	A	A				(小項目名)刊行物の販売状況	—	A			
(中項目名)評価の次年度以降への反映	A	A				(大項目名)財務内容の管理・運営の適正化	A	A			
(小項目名)委員会評価の反映状況	—	A				(小項目名)財政状況の健全性の確保等	—	A			
(中項目名)研究成果の普及	A	A				(大項目名)期間全体に係る予算	B	A			
(小項目名)成果物の刊行状況	A	A				(大項目名)期間全体に係る収支計画	A	A			
(中項目名)経営診断・経営相談の実施	A	A				(大項目名)期間全体に係る資金計画	A	A			
(小項目名)経営診断・相談法人数等	—	A				○その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
(小項目名)診断等の内容と満足度	A	A									
(小項目名)アンケートによる満足度調査	A	A				(中項目名)職員の能力向上のための研修	A	A			
(小項目名)勉強会の開催状況	—	A				(中項目名)業務委託範囲の拡大	B	B			
(小項目名)経営改善事例等の刊行	A	A				(中項目名)適切な人員配置の実施	A	A			
(小項目名)行政機関からの依頼への対応	A	A				(小項目名)方針に基づく適切な人事配置	—	A			
(中項目名)私学のニーズにあった情報提供	A	A				(中項目名)人材確保のための取組み	A	A			
(小項目名)総合ネットワークの整備状況	A	A				(小項目名)共同職員採用試験の活用状況	—	A			
(小項目名)システム活用度調査の実施	A	A									
(中項目名)公表資料等の公表手段・状況	B	A									

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
収入						支出					
国庫補助金収入	252,376	252,364				業務費	282,934	282,564			
貸付金利息	20,085	18,584				一般管理費	635	609			
寄付金収益	11,009	12,322				雑損	35	517			
雑益	43	529									
計	283,513	283,799				計	283,604	283,690			

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
費用						収益					
経常費用						経常利益					
交付補助金	252,376	252,364				補助金等収益	252,376	252,364			
借入金利息	18,161	16,242				貸付金利息	20,085	18,584			
配付寄附金	10,824	12,159				寄附金収益	11,009	12,322			
一般管理費	635	609				財務収益・雑益	43	529			
その他	1,607	2,317				臨時利益	2,157	39			
臨時損失	7	5									
計	283,610	283,696				計	285,670	283,838			
						純利益	2,060	142			
						総利益	2,060	142			

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出						業務活動による収入					
交付補助金支出	252,376	252,364				国庫補助金収入	252,376	252,364			
貸付による支出	50,958	57,247				貸付金の回収による収入	68,412	67,173			
長期借入金の返済による支出	67,138	64,828				長期借入による収入	44,400	47,000			
借入金利息支出	18,245	16,310				貸付金利息収入	20,232	18,645			
受配者指定寄付金の配付による支出	10,793	11,758				受配者指定寄付金の受入による収入	10,609	12,608			
その他の支出	2,237	2,646				その他の収入	6,195	7,637			
投資活動による支出	2,359	4,495				投資活動による収入	2,378	1,365			
財務活動による支出	167	167				財務活動による収入	8	11			
翌年度への繰越金	8,693	5,681				前年度よりの繰越金	8,356	8,693			
計	412,966	415,496				計	412,966	415,496			

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資産						負債					
流動資産	10,684	10,197				流動負債	70,330	67,490			
固定資産	676,577	666,951				固定負債	559,340	552,081			
						負債合計	629,670	619,571			
						資本					
						資本金	48,969	48,969			
						資本剰余金	5,298	5,309			
						利益剰余金	3,323	3,298			
						(うち当期未処分利益)	2,060	142			
						資本合計	57,591	57,577			
資産合計	687,261	677,148				負債資本合計	687,261	677,148			

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
I 当期未処分利益					
当期総利益	2,060	142			
前期繰越欠損金	0	0			
II 利益処分数額					
積立金	1,893	0			
日本私立学校振興・共済事業団法第35条第1項に基づく助成金	112	100			
日本私立学区振興・共済事業団法附則第12条の規定に基づく長期勘定への繰入	55	42			

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種※	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
職員数	105	104			

※職種は法人の特性によって適宜変更すること

日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に関する平成16年度に係る業務の実績に関する評価〔項目別評価〕

○業務運営の効率化に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定	
			A	B	C		段階的評価	定性的評価及び留意事項等
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置							
<p>1 共通事項</p> <p>法人の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進める。</p> <p>一般管理費及び人件費については、中期目標期間の最後の事業年度において、平成14年度比で11%以上の効率化を図ること等により、中期目標期間中の毎年度において、対前年度比1%以上の水準を目標に総費用縮減に努め、事業全体の効率化を図る。</p> <p>例えば一般競争入札の積極的な導入等により、印刷製本・機関誌刊行等の調達価格を削減するなどの取組みを行う。</p>	<p>1 共通事項</p> <p>○ 一般管理費及び人件費については中期計画の「中期計画最後の事業年度において、平成14年度比で11%以上の効率化を図ること」を踏まえ、一般競争入札の積極的な導入による調達価格の削減や経費の節約と効率的執行を図る。また対前年度比1%以上の水準を目標に総費用縮減を図る。</p>	<p>一般管理費等の節減などによる経費の抑制状況</p>	<p>・以下の指標を踏まえて委員の協議により評定を決定</p>	<p>平成15年度の一般管理費及び人件費の予算額1,425百万円に対して、平成16年度の一般管理費及び人件費の予算額は1,357百万円（対平成15年度予算比△4.8%）とし、効率化を図った。</p>	A	<p>一般管理費及び人件費、総費用が縮減されていることは評価できる。</p> <p>（留意事項）</p> <p>総費用の中には、一般管理費や雑支出といった当然縮減を図るべき項目と、貸付金や受配者指定寄付金といった事業を推進すると費用を増加させる項目が含まれている。これらを一緒に管理すると、縮減効果があったのかどうかわかりにくいことから、区分して管理するべきではないか。</p>		
		一般管理費及び人件費の効率化の達成率	2.2%以上	1.2%以上	1.2%未満	<p>一般管理費及び人件費（ ）内は対前年度比平成14年度計画予算 1,534百万円 平成15年度計画予算 1,425百万円（△7.1%） 平成16年度計画予算 1,357百万円（△4.8%） 平成16年度実績 1,298百万円 （予算執行率 95.7%）</p>	A	
		総費用縮減の達成率	1.0%以上	0.5%以上	0.5%未満	<p>平成16年度予算額は、対前年度予算額5.5%の縮減をもって編成している。</p> <p>平成16年度実績額（405,726百万円）は、平成16年度予算額（407,048百万円）を下回っており、年度計画の目標を達成した。</p>	A	
<p>2 補助事業</p> <p>当該事業の目的等</p> <p>私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに私立大学等に在学する学生に</p>	<p>2 補助事業</p>							

<p>係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立大学等の経営の健全性を高め、もって私立大学等の健全な発達に資するため、事業団が国から私立大学等経常費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受け、これを大学等を設置している学校法人に交付する。</p> <p>この補助金の交付事務に当たり申請書類の簡素化及び電算処理方法の改善等により迅速化を図り、学校法人に対する交付決定の時期を早め、中期目標期間中に1月までに行うこととする。</p>	<p>○ 交付決定時期の早期化について 文部科学省と配分方針等を協議し、早期に結論を得て「取扱要領・配分基準等」の改定・整備等を実施し交付決定時期を早める。 (参考) 本年度の交付決定時期は平成17年2月下旬予定</p>	<p>補助金の交付事業に関する簡素化及び迅速化の状況</p>	<p>・以下の指標を踏まえ委員の協議により評定を決定</p>	<p>平成16年度は、文部科学省との配分方針等の協議を精力的に行って私立大学等経常費補助金取扱要領・私立大学等経常費補助金配分基準の改正を行い、また、電算システムの改善を行い、特別補助の調査票様式をホームページに掲載し、交付事務処理の簡素化を図ること等により、交付決定を前年度より早めた。 交付決定 平成17年2月25日 (平成15年度 平成16年3月5日)</p>	<p>A</p>	<p>補助金の交付決定時期が着実に早期化されている点を評価する。 (留意事項) 中期計画で目標に掲げる1月下旬の交付決定に向けて、引き続き努力してもらいたい。</p>
<p>3 貸付事業 当該事業の目的等 私立学校教育の充実及び向上並びに学校法人等の経営の安定のため、長期的かつ低利の固定金利で、私立学校の校</p>	<p>3 貸付事業</p>					
<p>申請書類の簡素化の状況</p>	<p>A: 申請書類が簡素化された B: 具体的に検討が進んでいる C: 具体的に検討が進んでいない</p>		<p>A</p>			
<p>電算処理方法の改善状況</p>	<p>A: 交付時期の早期化を目的とした電算処理方法の改善が行われた B: 具体的に検討が進んでいる C: 具体的に検討が進んでいない</p>	<p>(再掲) 電算システムの改善を行い、特別補助の調査票様式をホームページに掲載し、交付事務処理の簡素化を図ること等により、交付決定を前年度より早めた。 交付決定 平成17年2月25日 (平成15年度 平成16年3月5日)</p>	<p>A</p>			

地、校舎等の施設設備及びその他経営のために必要な資金を私立学校を設置している学校法人等に貸し付ける。

(1) 償還予定法人等に対して、返済期日の1か月前に払込み期日の案内(払込通知書)を送付して返済忘れのないよう注意を喚起し、期日に返済のなかった法人等には直ちに問い合わせをするなどして、中期目標期間中の貸付金の回収率を高め財務基盤の健全性を図る。

(1) 平成16年度償還分への取組みについて

① 平成16年9月15日・20日償還分の対処

ア 振込期日の案内(払込通知書)

平成16年8月30日通知予定

イ 償還予定法人等

1,574法人等(平成16年2月17日現在)

ウ 未償還法人等に対する督促

・電話による督促(平成16年9月22日～27日実施予定)

・文書による督促(平成16年10月12日発送予定)

② 平成17年3月15日・20日償還分の対処

ア 振込期日の案内(払込通知書)

平成17年2月28日通知予定

イ 償還予定法人等

1,543法人等(平成16年2

当該年度分の適切な回収に向けた取組み状況

・14・15年度との回収率の比較、16年度における適切な回収に向けた取組み状況を踏まえ、委員の協議により評定を決定

①平成16年9月15日償還分の対処
平成16年9月15日・20日の償還予定法人等について、当初計画策定後、繰上償還があった9法人を除く、1,566法人等に対し、平成16年8月30日に払込通知書を送付した。

払込指定期日までに返済されなかった114法人のうち、長期滞納法人(16法人)及び事前に返済日が遅れる旨の連絡のあった法人(27法人)を除いた71法人に対して、平成16年9月22・24日に電話による問い合わせ、督促を行い、56法人より平成16年9月末までに返済があった。

この結果、平成16年9月末までの回収額は40,370,202千円(未回収額542,278千円)となり、回収予定額の40,912,480千円に対する回収率は98.67%となった。(長期滞納法人16、事前連絡法人27、電話督促に応じなかった法人15の計58法人未回収)

引き続き、平成16年10月12日には、
・事前に返済日が遅れる旨の連絡のあった21法人(6法人は返済済み)
・電話督促に応じなかった15法人
・平成16年9月償還分以外の8法人
・平成16年9月償還分を遅れて返済したことに伴い新たに発生した遅延損害金の督促対象34法人の計78法人に対し文書による督促を行い、さらに滞納が続く法人については、平成16年11月以降も毎月、文書による督促を行うほか、電話、面談等により督促、現状把握に努めた。

②平成17年3月15日・20日償還分の対処

平成17年3月15日・20日償還予定法人について、当初計画策定後、新規貸付法人等により27法人増の、1,571法人に対し、平成17年2月28日に払込通知書を送付した。

払込指定期日までに返済のされなかった98法人

A

リスク管理債権の割合が年度計画を大幅に下回っている点からも、適切な債権回収への取り組みが行われていると評価できる。

	<p>月 17 日現在)</p> <p>ウ 未償還法人等への督促</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話による督促(平成 17 年 3 月 23 日～ 25 日実施予定) ・ 文書による督促(平成 17 年 4 月 11 日発送予定) 			<p>のうち、長期滞納法人及び事前に返済日が遅れる旨の連絡のあった法人を除いた 50 法人に対して、平成 17 年 3 月 23・24・25 日に電話による問い合わせ、督促を行い、44 法人より平成 17 年 3 月末までに返済があった。</p> <p>この結果、平成 17 年 3 月末までの回収額は 17,356,300 千円(未回収額 289,670 千円)となり、回収予定額の 17,645,970 千円に対する回収率は 98.36 %となった。</p>										
<p>(2) 延滞となっている貸付金については、当該学校法人等の返済意欲を失わせないように法人等との連絡を密にし、中期目標期間末において、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を 3.5%以下とする。</p>	<p>(2) 延滞債権への取組みについて</p> <p>① 新規延滞発生法人への取組み 電話・面談・出張等により現況を把握し、返済計画を相談・検討する。</p> <p>② 滞納法人への督促</p> <p>ア 文書による督促 毎月実施</p> <p>イ 電話、面談による督促・現状把握 学校法人の計画返済の履行状況に応じて実施</p> <p>ウ 出張による督促 滞納状況に応じて実施</p> <p>エ 所轄都道府県主管課等からの現況把握 各都道府県の学校法人の滞納状況、返済履行状況等に応じて実施</p> <p>③ 平成 16 年度末のリスク管理債権の割合</p> <p>平成 16 年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を 3.2 %以下とする。</p>	<p>延滞債権の適切な回収に向けた取組み状況</p>	<p>・ 以下の指標及び 16 年度における延滞債権の適切な回収に向けた取組み状況を踏まえ委員の協議により評定を決定</p>	<p>① 新規延滞法人への督促 延滞の長期化を防止するため、今年度は、平成 15 年度末において新規に滞納が発生した法人及び短期滞納を繰り返す 4 法人に対し、毎月、文書による督促のほか、電話や学校法人へ赴き督促、現況聴取を実施するとともに、これらの法人を所管する 4 県主管課においても法人の現況等について状況把握に努めた。</p> <p>この結果、平成 16 年 12 月末までに 1 法人の滞納が解消された。</p> <p>② 滞納法人への督促</p> <p>上記①を除く、平成 15 年度末の滞納法人 45 法人のうち 4 法人については、平成 16 年 4 月末までに滞納が解消され、平成 16 年 4 月末の滞納法人は 41 法人となった。これらの法人に対しても、毎月、文書、電話による督促を行い、平成 16 年 8 月末までに 1 法人の滞納が解消された。</p> <p>また、平成 16 年 9 月返済分が滞納となった新たな 26 法人に対しても、毎月、文書、電話による督促を行った結果、平成 17 年 3 月末までに 25 法人の滞納が解消された。</p> <p>なお、長期滞納法人の 37 法人についても、直接、学校法人へ赴き督促、現況聴取を実施するとともに、これらの法人を所管する 20 都道府県主管課においても法人の現況等について状況把握に努めた。</p>	<p>A</p>									
		<p>リスク管理債権の割合</p>	<table border="1"> <tr> <td>3.2 %</td> <td>3.2 %</td> <td>3.5 %</td> </tr> <tr> <td>未満</td> <td>以上</td> <td>以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.5 %</td> <td></td> </tr> </table>	3.2 %	3.2 %	3.5 %	未満	以上	以上		3.5 %		<p>延滞債権への取組み等の結果、平成 16 年度末のリスク管理債権は 15,050,840 千円となり、平成 16 年度末総貸付残高 666,117,080 千円に対するリスク管理債権の割合は 3.2 %以内の 2.26 %となった。</p>	<p>A</p>
3.2 %	3.2 %	3.5 %												
未満	以上	以上												
	3.5 %													

<p>4 受配者指定寄付金事業</p> <p>当該事業の目的等 私立学校の教育と研究の振興のため、法人又は個人より寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する。 この受配者指定寄付金には、寄付者に対する所得税、法人税における税法上の優遇措置がとられる。</p> <p>受配者指定寄付金の配付に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、審査手続の見直しなどの事務手続の効率化を図り、1件当たりの平均処理期間を中期目標期間中に5%以上短縮する。</p>	<p>4 受配者指定寄付金事業</p> <p>受配者指定寄付金の配付に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、審査手続の見直し及び電算処理のマニュアル作成による事務手続の効率化を図り、1件当たりの平均処理期間を3%以上短縮する。</p>	<p>受配者指定寄付金の配付における手続の効率化状況</p>	<p>未 満</p> <p>以下の指標に加え、審査手続の見直しや電算処理マニュアルの作成状況等16年度の取組み状況を踏まえ、委員の協議により評定を決定</p>	<p>平成15年度から、配付に係る審査の手続き見直しにより、資金交付日を月末1営業日前から2営業日前に短縮し、また、配付関係資料等の作成について電算処理方法のマニュアルを作成して、事務手続きにかかる日数を短縮し効率化を図っている。</p> <p>平成16年度は、寄付金制度の改正が行われたことにより、学校法人の事務手続きの効率化・簡素化が図られたことから、寄付申込みが増加し、配付法人数も平成15年度の106法人から142法人に増加した。</p>	<p>A</p>	<p>処理件数が増加したにも関わらず、年度計画に掲げた3%の短縮を達成した点は評価できる。</p>
<p>5 学術研究振興基金事業</p> <p>当該事業の目的等 私立大学等における特色のある学術研究の振興に寄与し、社会的要請の強い学術研究を助成するため、経済界、私学関係者等広く一般から寄付金を受け入れた学術研究振興基金の運用益を、学術研究振興資金として私立大学等が行う学術研究に直接必要な経費に対し</p>	<p>5 学術研究振興基金事業</p>			<p>寄付金の配付申請から寄付金の配付までの1件当たりの平均処理期間は29.1日となり、平成14年度の平均処理期間30日に対して、3.0%の短縮となった。</p>	<p>A</p>	

<p>交付する。</p> <p>学術研究振興資金の交付について、厳正な審査を引き続き実施しつつ、電算処理方法の改善等を図り、内示の時期に当たっては中期目標期間中に前年度2月までに行う。</p>	<p>平成17年度学術研究振興資金の交付について、厳正な審査を引き続き実施しつつ、外部の選考委員が評価した点数に基づいた偏差値を算出し、直ちに各選考委員に通知して早期に評価点を確定することにより、平成17年度分の内示を平成17年3月10日までにやる。(平成16年度分の内示は平成16年3月11日)</p>	<p>学術研究振興基金事業に係る内示の早期化の状況</p>	<p>・以下の指標に加え、厳正な審査が継続されているか、電算処理方法の改善状況等を勘案し委員の協議により評定を決定</p>	<p>平成17年度学術研究振興資金の交付について、外部の選考委員(各分野の専門委員14人による構成)による厳正な審査が実施された。本年度は審査方法が従来の5点満点から25点満点に変更となったことから、各委員の評価点の偏差値の算出にあたり、電算処理方法についても改善を行った。</p>	<p>A</p>	<p>事務手続きの効率化により、学校法人への内示の時期を早期化した点は評価できる。</p>
<p>6 教育条件・経営情報支援事業</p> <p>当該事業の目的等 私立学校の教育条件及び学校法人の経営に関し、情報の収集、調査及び研究分析を行い、その成果を提供するとともに、関係者の依頼に応じて相談、指導・助言を行う。</p> <p>私学サーバファームを中核とする総合的情報ネットワークの整備に努め、総合的・効率的な私立学校の情報の収集・蓄積・提供を目的とする私学データバンクを構築し、私立学校の経営支援等のために必要な情報提供を図る。</p>	<p>6 教育条件・経営情報支援事業</p> <p>(1) 私学データバンク構築のための総合的情報ネットワークの整備について 本年度は以下の取組みを行う。 ア 納付金一元化調査の実施(大学・短期大学・高等専門学校)</p>	<p>私立学校の教育条件・経営情報支援事業の実施状況</p>	<p>・以下の指標を踏まえ委員の協議により評定を決定</p>	<p>(1) 私学データバンク構築のための総合的情報ネットワークの整備について ア 私学データバンク構想におけるワンソース・マルチユース環境の実現を図るため、事業団の「学校法人基礎調査」、文部科学省が実施している「私立大学等の入学者に係る学生納付金等の調査」、日本私立大学団体連合会で実施している「学生納付金等調査」及び日本私立短期大学協会が実施している「私立短期大学の入学年次における所要諸経費調査」との一元化を図り、学校法人の事務負担の軽減と私学データの量的拡大及び質的充実を目</p>	<p>A</p>	<p>年度計画に掲げた目標を全て達成している点を評価する。</p>

イ アに伴う学校法人が基礎調査様式を出力するための機能の追加

ウ 一元化調査項目の追加・拡大についての検討

的として「平成17年度学校法人基礎調査（納付金一元化調査）」を実施した。

実施にいたるまで、調査内容、調査方法、調査時期、案内方法等を調整するため、平成16年度は文部科学省と4回、日本私立大学団体連合会・日本私立短期大学協会と2回の打合せを行った。

調査時期は、最も早い時期に納付金調査を実施していた日本私立大学団体連合会に合わせ、調査年次の前年度の第4四半期に実施することとし、各学校法人（大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人計660法人）へは平成17年1月28日に調査票を発送（締切2月28日）した。入力は年度内に終了し、3月31日に日本私立大学団体連合会へデータを提供した。

学校法人への一元化調査の依頼に当たっては、文部科学省高等教育局私学部長、日本私立大学団体連合会及び日本私立短期大学協会会長からの調査協力依頼を発送し、ワンソース・マルチユース環境の実現への理解を求めた。なお、これらに先立ち当該調査に対する認知度を高めるため、平成16年4月7日対象学校法人（660法人）へ納付金一元化調査についての事前案内を送付し、さらに「月報私学」平成16年12月で事前案内を掲載した。

イ 納付金一元化調査は、原則、インターネットにより学校法人基礎調査を作成・提出するシステム（基礎調査票 e-マネージャ）で実施した。このシステムを使いインターネットで学校法人基礎調査を事業団に送信した場合、学校法人内での決裁等に対応できるように、紙媒体による印刷が可能になる機能を追加した。

ウ 平成18年度に学生数一元化調査を実施する方向で、日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会と平成16年度中に10回協議し、平成17年2月16日の私学データバンク作業部会で実務に係る最終調整を行い、平成17年3月2日の私学データバンク推進会議にて決定した。

(2) 私立学校へ提供する情報の充実について

学校法人等がインターネットを利用して、自法人等の財務帳票及び日本私立学校振興・共済事業団が系統別・地域別等に集計した財務帳票を直接出力することができる提供システム（私学データ作成システム）を充実する。

- ・ 教育研究条件分析表・分布図
- ・ 財務比率分析表・分布図

(2) 私立学校へ提供する情報の充実について

従来、私学経営相談センターが学校法人からの要望に応じて作成・提供していた財務帳票等を、平成15年度から「私学データ作成システム」により、学校法人がインターネットを利用して、直接出力可能とし、学校法人の財務等に関する基礎的データを提供して、学校法人の経営の安定化に寄与している。

「消費収支計算書」「貸借対照表」「財務比率表」「資金収支計算書」「財務シミュレーション」等に加え、平成16年度には「教育研究条件分析表」「教育条件分布図」

「財務比率分析表」の出力システムについて、詳細設計、開発運用テストを経て平成17年3月から稼働させ、提供情報の充実を図った。

また、学校法人に刊行物として配付している「今日の私学財政」をインターネットで閲覧できる「今日の私学財政閲覧システム」（平成16年度）に追加し、これらの利用については、文書及び「月報私学」平成16年5月号、11月号、平成17年1月号で学校法人に周知した。

総合的
情報
ネットワー
クの整備状
況

A：年度計画に掲げる
取組みをすべて達成
B：年度計画に掲げる
取組みをほぼ達成
C：年度計画に掲げる
取組みをほとんど
達成できなかった

A

私学デー
タ作成シス
テムの構築状
況

A：年度計画に掲げる
取組みをすべて達成
B：年度計画に掲げる
取組みをほぼ達成
C：年度計画に掲げる
取組みをほとんど
達成できなかった

A

7 情報収集・提供・広報・普及啓発	7 情報収集・提供・広報・普及啓発					
<p>(1) インターネットや電子メールを積極的に活用することにより、情報収集を迅速化し、事務の効率化を図る。</p> <p>ホームページにより提供情報の電子化を促進し、広く一般に対する広報活動等の迅速化に努め、事務の効率化を図る。</p>	<p>(1) 情報収集及び情報提供の迅速化について</p> <p>情報収集及び情報提供の迅速化を図るため、インターネット・電子メール・ホームページを積極的に活用する。</p> <p>① インターネット・電子メールの活用による情報収集</p> <p>ア インターネットによる私立学校等に関する情報の収集</p> <p>イ インターネットでの情報収集システムへのアクセス方法の改善</p> <p>ウ 私立学校等との連絡のための電子メールの活用</p>	<p>情報収集・提供・広報・普及啓発に関する効率化の状況</p>	<p>・インターネット・電子メールの活用による情報収集の状況やホームページによる情報提供の実施等の取組み状況を勘案しつつ委員の協議により評定を決定</p>	<p>(1) 情報収集及び情報提供の迅速化について</p> <p>情報収集及び情報提供の迅速化を図ることによって、既に情報提供システム等を利用している先行学校法人の利便性を向上させると共に、未使用の学校法人にも次のようなメリットを斟酌して、その利用促進に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部新設のための認可申請に必要な資金計画作成等のデータの提供 ・学校法人の理事会等の説明資料（中長期計画等）作成等のためのデータの提供 ・自学校法人の財務比較（系統別、地域別等）・分析のためのデータの提供 ・複数部署の入力作業が可能なシステム等による事務負担の軽減 ・ペーパーレス化（データ修正・差し替えが瞬時に可能）等による事務負担・費用負担の軽減等 <p>① インターネット・電子メールの活用による情報収集</p> <p>ア インターネットによる私立学校等に関する情報の収集</p> <p>インターネットや電子メールを活用することは、情報収集の迅速化、事務の効率化を図るうえで必須と考えられる。</p> <p>従来、学校法人基礎調査は、紙媒体またはFDによりデータの収集を行っていた。平成15年からは、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人に対し、基礎調査票 e-マネージャが稼働することにより、データを迅速に収集することが可能になり、事務の効率化が図られるようになった。</p> <p>平成16年度は、基礎調査票 e-マネージャによる提出率の向上などに努めたほか、各部署では、随時インターネットにより以下のような情報を収集した。</p> <p>私立学校 法令 関係官庁 地方公共団体 独立行政法人 私学諸団体 経営 教育 各種統計</p>	<p>A</p>	<p>年度計画に掲げた事務効率化のための取組みを着実に進めている点は評価できる。</p>

- ② ホームページによる提供情報の電子化
 - ア 補助事業、貸付事業、受配者指定寄付金事業、学術研究振興基金事業、教育条件・経営情報支援事業に関する情報
 - イ 学校法人会計基準等

金融 各種広報誌 就職 福利厚生 地価 コンピュータシステム等

これらの情報を迅速に収集することにより、学校法人への各種サービス提供の迅速化を図った。

イ インターネットでの情報収集システムへのアクセス方法の改善

学校法人事務担当者の意見を参考に、改善する点を検討した結果、基礎調査票 e-マネージャへのアクセス方法として、従前のICカードに格納された証明書によりアクセスする方法を改善し、より容易にアクセスできるよう、FDに格納された証明書による方法を追加した。このアクセス方法の改善については、平成16年4月7日に大学法人～小学校法人（計1,380法人）に対し、証明書を格納したFD及びそのアクセスマニュアルを送付した。

また、学校法人事務担当者からのメール、電話で質問が多かった内容や問題点を検討し、改善を行い、その改善内容を基礎調査票 e-マネージャ画面上に表示した。

ウ 私立学校等との連絡のための電子メールの活用

平成16年度に実施した「私学サーバファームにおける情報収集及び情報提供システムの活用度についてのアンケート」の回答方法は、原則として電子メールによるものとした。

このほか、私立学校、関係官庁等の連絡に随時電子メールを活用することにより、ペーパーレス化を推進し、業務の効率化に努めた。

- ② ホームページによる提供情報の電子化
 - ア 学校法人等へ補助事業、貸付事業、受配者指定寄付金事業、学術研究振興基金事業、助成金の交付、教育条件・経営情報支援に関する情報を、各部署からの依頼に基づきホームページで提供した。

(個別の内容は省略)

	<p>ウ 法令で公表が義務付けられている情報</p>		<p>イ 学校法人会計基準等 「学校法人会計基準Q&A」</p> <p>ウ 法令で公開が義務づけられている情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業団法による公表 ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による公表 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律による公表 <p>(個別の内容は省略)</p>		
<p>(2) 電子媒体による入力システムの開発により環境の整備に努めるとともに、学校法人等に対し各種研修会等を通じ当該入力システムの普及を推進し、事務の効率化を図る。</p>	<p>(2) 学校法人が直接入力する学校法人基礎調査入力システムについて</p> <p>① 入力システムの改善 学校法人の利用促進を図るため入力システムの改善を行う</p> <p>② 入力システムの普及</p> <p>ア 入力システム利用案内の送付 イ 入力システムの利用について「月報私学」への掲載 ウ 補助金事務担当者研修会及び出張時等での入力システムの利用案内</p>	<p>提出書類の電子媒体化の整備状況</p>	<p>・入力システムの改善状況、入力システムの学校への普及に向けた取組み状況を踏まえ、委員の協議により評定を決定</p>	<p>① 入力システムの改善 入力システム利用によるデータ収集の迅速化、事務の効率化のため、提出率の向上を目指し、平成16年度からは、以下の機能の運用を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員数・役員個人票、教職員個人票、借入金残高内訳表について、指定した頁を速やかに表示できる機能 ・学校法人の概要について、PDF形式のファイルに加え、エクセル、ワード、パワーポイント等学校法人があらかじめパソコンで作成した形式のファイルも事業団へアップロードの可能な機能 ・帳票を一括印刷する機能 <p>また、平成17年度の学校法人基礎調査実施に向け、以下の機能を各々構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の個人票で教職員が学部・学科等を異動する場合に画面上で付け替えのできる機能 ・学校法人の概要の入力情報の更新履歴を表示する機能 ・各帳票の事業団へのデータ提出日時を表示する機能 	<p>A</p> <p>事務効率化のため、学校法人基礎調査に関する入力システムの改善・普及に努めたことは評価できる。</p>

			<p>②入力システムの普及</p> <p>ア 入力システム利用案内の送付 平成16年4月7日に、入力システムを利用することの可能な大学法人から小学校法人までの法人（計1,380法人）に対し、さらに平成17年1月28日に、納付金一元化調査の調査対象となる大学法人から高等専門学校法人（計660法人）に対し、操作方法を記載した入力システムの利用案内を送付した。</p> <p>イ 入力システムの利用について「月報私学」への掲載 「月報私学」平成16年4月号、12月号に入力システムの利用に関する案内を掲載した。</p> <p>ウ 補助金事務担当者研修会及び出張時等での入力システムの利用案内 入力システムによる提出率向上を目指し、補助金事務担当者研修会（全国6地区、677法人）及び職員による出張時（94法人）等で、入力システムの利用に関する案内を行った。</p> <p>なお、出張を予定していた事業団職員に対しては、あらかじめ入力システム利用案内の説明会を行った。また、日本私立大学協会が行った研修会（231法人参加）で入力システム利用について講演を行ったほか、補助金事務担当者研修会東京会場（289法人）及び入力システムを利用していない学校法人のうち61法人に出向き、入力方法のデモンストレーションを実施した。</p>		
			<p>A：年度計画に掲げる取組みをすべて達成した</p> <p>B：年度計画に掲げる取組みをほぼ達成した</p> <p>C：年度計画に掲げる取組みをほとんど達成できなかった</p>	A	

○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定	
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項等
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置							
1 補助事業 (1) 補助対象経費や補助金の交付条件等を学校法人に周知するため、全国5会場において補助金事務担当者研修会を毎年度開催するとともに、配分基準等をホームページで公開する。	1 補助事業 (1) 補助対象経費や補助金の交付条件等の学校法人への周知について ① 補助金事務担当者研修会の開催 ・実施時期 平成16年6月～7月 ・実施会場 全国を6地区に分けて次の会場で実施 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市 ② 配分基準等のホームページでの公開 ア 取扱要領 イ 配分基準 ウ 特別補助配分基準	学校法人への交付条件等の周知状況	・下記の指標を勘案し、委員の協議により評定を決定					
					① 補助金事務担当者研修会の開催 年度計画に定める時期を早めて、補助金事務担当者研修会を以下のとおり開催した。 また、研修会参加者の要望を受け、習熟度別の研修会（補助金事務入門者、経験者別）の平成17年度の実施に向けその実施方法、配付資料の検討を行った。 さらに、研修会の内容充実を図るべく、参加者の理解度等に関するアンケートの実施等を検討した。	A	学校法人への周知活動は十分に行われるとともに、配分基準のホームページでの公開も適切に行われており評価できる。	
					開催日 会場 参加法人数 参加人数 A : 年度計画に沿って実施した 6/1 札幌市 札幌学院大学 33 148 B : やむを得ない合理的な理由により開催時期が遅れた 5/25 仙台市 東北学院大学 39 128 5/19-20 東京都 文京学園 289 1,082 5/25 名古屋市 名城大学 74 255 C : やむを得ない合理的な理由もなく開催時期が遅れた 6/8 大阪市 大阪学院大学 166 582 6/1-2 福岡市 西南学院大学 76 236 計 6地区 677 2,431	A		

		<p>配分基準の公開状況</p>	<p>A：配分基準等の承認通知受理後、直ちに公開した B：やむを得ない合理的な理由により公開が遅れた C：やむを得ない合理的な理由もなく公開が遅れた</p>	<p>私立大学等経常費補助金取扱要領・私立大学等経常費補助金配分基準について、平成16年2月17日付け改正（平成15年度取扱要領・配分基準）を平成16年4月1日に、平成17年2月16日付け改正（平成16年度取扱要領・配分基準）を平成17年3月7日にホームページで公開し、学校法人へ周知した。 また、新たに、特別補助の調査票様式等についても、学校法人におけるダウンロードが可能となるよう、平成16年10月7日にホームページで公開した。</p>	A	
<p>(2) 文部科学省の交付要綱の見直し等の状況を踏まえつつ、配分方法について見直しを適時適切に行い、補助効果を高めることとする。</p>	<p>(2) 配分方法の見直しについて補助金の配分方法のうち、以下の事項について見直しを行う。 ア 収入超過状況による調整の強化方法 イ 平成17年度以降の不交付となる定員超過率 ウ 高額給与調整に係る国立大学法人等の給与動向調査 エ 特別補助「留学生の受入れ」の厳格化</p>	<p>補助金配分方法の見直し状況等</p>	<p>A：年度計画どおり見直しを行った B：やむを得ない合理的な理由により一部の見直しを行わなかった C：やむを得ない合理的な理由もなく見直しを行わなかった</p>	<p>ア 収入超過状況による調整の強化方法 貸借対照表上の翌年度繰越消費収入超過額（過年度の消費収入から消費支出を差し引いた額の累計額で、消費収入額が超過している場合の金額）が多額となっている学校法人について、その設置する大学・短期大学・高等専門学校について、補助金を減額する調整を行っている。 平成16年度は、調整係数からの減点方法の見直しを行い、収入超過額100億円以上の減点を強化し、区分を細分化した。 イ 平成17年度以降の不交付となる定員超過率 大学の学部、短期大学・高等専門学校の学科（学部等）又は大学・短期大学・高等専門学校ごとの学校全体について、当該補助年度の5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員超過率）又は入学定員に対する入学者の割合（入学定員超過率）のいずれかの割合が一定以上の場合、当該学部又は学校全体を、補助金の交付の対象から除外することとしている。 平成17年度以降に適用する収容定員超過率及び入学定員超過率については、早期に学校法人に周知する観点から、平成16年3月に決定し、学校法人へ周知した。 ウ 高額給与調整に係る国立大学法人等の給与動向調査</p>	A	<p>年度計画どおり補助金配分基準を見直したことは評価できる。</p>

				<p>役員及び専任教職員について、高額の役員報酬、給与を支給されている者がいる場合には補助金の減額を行っている。</p> <p>この補助金の減額を行う際に基準となる役員報酬、給与の額について、平成17年度に見直しをすることを視野に入れ、文部科学省のデータや事業団が行う学校法人基礎調査のデータ等から、国立大学法人及び私立大学の教職員等の給与調査を行い比較検討した。</p> <p>エ 特別補助「留学生の受入れ」の厳格化 特別補助の補助項目の一つである「留学生の受入れ」について、新たに、留学生の質の確保に対する取組み状況に基づいて算出した点数（44点満点）に応じた調整率を乗じることとし、補助金の配分の厳格化を図った。</p>		
<p>(3) 補助金の交付先・交付額等について、毎年度新聞等への発表とともに、ホームページで公開する。</p>	<p>(3) 補助金の交付先・交付額等の新聞等への発表等について</p> <p>① 新聞等への発表等 平成15年度補助金について、額の確定結果に基づき、交付先・交付額等を発表する。</p> <p>② ホームページでの公開 10月1日公開予定</p>	<p>補助金の交付先・交付額等の公表状況</p>	<p>・補助金の交付先・交付額等の新聞等への発表等及びホームページでの公開状況を踏まえ委員の協議により評定を決定</p>	<p>①新聞等への発表等 平成15年度補助金について、学校法人の決算完了後に提出された実績報告書による交付補助金額の確定後、交付学校名・交付額等を平成16年9月24日に報道機関に発表した。</p> <p>また、平成16年度については、早期の情報公開を期するため、文部科学省とも協議のうえ、補助金額の確定後ではなく、交付後速やかに交付学校名・交付額等を平成17年3月31日に報道機関に発表した。</p> <p>②ホームページでの公開 平成15年度補助金について、交付学校名・交付額等について、平成16年9月24日に報道機関への発表と同時にホームページで公開した。</p> <p>また、平成16年度補助金については、交付学校名・交付額等を平成17年3月31日に報道機関への発表と同時にホームページで公開した。この公開に当たって、特別補助の項目別交付状況表を追加するなど、公開範囲を拡充した。</p>	A	<p>平成15年度補助金の交付に関する情報の公開が適切に行われていること、平成16年度補助金については、補助金交付額により、年度内に公表したことは評価できる。</p>

2 貸付事業	2 貸付事業	貸付条件等の 見直し状況	貸付制度の見直しの 状況及び貸付条件の 見直し状況を勘案し つつ委員の協議によ り評定を決定	① 「特殊法人等整理合理化計画」への対応 ア 貸付事業計画額の縮減 平成15年度当初計画額は770億円、平成16年 度は600億円と縮減している。 助成業務の運営経費は、すべて融資事業から得 られる収入によって賄われており、600億円の融 資事業規模は、運営費交付金に頼らず事業を継続 していくために必要な最低限度の額である。 イ 政策融資としての機能の点検を行い、 その結果を平成17年度概算要求に反映 させる。 ・少子化等私立学校を取り巻く環境はますます厳 しくなっているが、経営困難法人を支援する法 人に対する融資について、平成17年度概算要求 の課程において、現行制度の中で可能であるこ とを関係機関に確認した。 ・大学間連携の促進を図る観点から、複数の大学 が共同で利用する施設に対する融資について、 平成17年度概算要求の過程において現行制度の 中で可能であることを関係機関に確認した。 ・期間20年の財政融資資金の金利のみから設定し ている金利設定方法を見直し、期間20年、10 年、5年の財政融資資金の金利を基準として設 定するよう変更し、事業団融資を利用する法人 への説明の明確化を図った。	A	貸付計画額の見直し、貸付利率の適宜の 見直し等、年度計画に掲げた内容を適切 に実施している点は評価できる。																												
<p>(1) 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)の趣旨も踏まえた貸付制度とするとともに、調達した貸付財源の条件をもとに貸付条件(貸付金利、貸付期間、融資限度額等)の適時適切な見直しを図る。</p>	<p>(1) 貸付制度の見直しについて</p> <p>① 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)への対応</p> <p>ア 貸付事業計画額の縮減 600億円(前年度当初計画額770億円)</p> <p>イ 政策融資としての機能の点検を行い、その結果を平成17年度概算要求に反映させる。</p> <p>② 貸付条件の見直し 財政融資資金からの借入条件の変更に合わせて、その都度貸付条件を変更する。</p>			<p>② 貸付条件の見直し 財政融資資金からの借入条件変更に合わせて、下記のとおり貸付条件を変更した。</p> <table border="1" data-bbox="1614 1598 2190 1904"> <tr> <td>第1回</td> <td>16.4.14</td> <td>一般施設費(20年)</td> <td>1.90%</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>16.5.19</td> <td>一般施設費(20年)</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>16.7.14</td> <td>一般施設費(20年)</td> <td>2.20%</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>16.8.11</td> <td>一般施設費(20年)</td> <td>2.30%</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>16.9.10</td> <td>一般施設費(20年)</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>16.10.14</td> <td>一般施設費(20年)</td> <td>2.10%</td> </tr> <tr> <td>第7回</td> <td>16.11.11</td> <td>一般施設費(20年)</td> <td>2.00%</td> </tr> </table>	第1回	16.4.14	一般施設費(20年)	1.90%	第2回	16.5.19	一般施設費(20年)	2.00%	第3回	16.7.14	一般施設費(20年)	2.20%	第4回	16.8.11	一般施設費(20年)	2.30%	第5回	16.9.10	一般施設費(20年)	2.00%	第6回	16.10.14	一般施設費(20年)	2.10%	第7回	16.11.11	一般施設費(20年)	2.00%		
第1回	16.4.14	一般施設費(20年)	1.90%																															
第2回	16.5.19	一般施設費(20年)	2.00%																															
第3回	16.7.14	一般施設費(20年)	2.20%																															
第4回	16.8.11	一般施設費(20年)	2.30%																															
第5回	16.9.10	一般施設費(20年)	2.00%																															
第6回	16.10.14	一般施設費(20年)	2.10%																															
第7回	16.11.11	一般施設費(20年)	2.00%																															

				<p>第 8 回 16.12.10 一般施設費(20年) 1.90%</p> <p>第 9 回 17. 2.14 一般施設費(20年) 1.80%</p> <p>第 10 回 17.3.11 一般施設費(20年) 2.00%</p>		
			<p>A : 年度計画の取組みを達成した</p> <p>B : 年度計画の取組みをほぼ達成した</p> <p>C : 年度計画の取組みを達成できなかった</p>		A	
<p>(2) 貸付制度の周知に当たっては、「私立学校のための融資ガイド」を作成して配付するとともに、貸付けの対象となる事業、貸付条件、貸付額算出シミュレーション及び返済額シミュレーション、その他融資情報をホームページで公開する。</p> <p>また借入れを希望する学校法人等に対し全国5会場において融資の相談会を毎年度開催する。</p>	<p>(2) 貸付制度の周知について</p> <p>① 「私立学校のための融資ガイド」の配付 平成 17 年度版 平成 17 年 2 月配付予定 (約 7,000 法人)</p> <p>② 融資情報のホームページへの公開</p> <p>ア 私立学校のための融資ガイド (平成 17 年 2 月更新予定)</p> <p>イ 貸付額算出シミュレーション</p> <p>ウ 返済額シミュレーション</p> <p>エ 融資金利表(改定の都度更新)</p> <p>オ 年間業務予定表</p>	貸付制度の周知状況	<p>・以下の指標に加え、融資ガイドの内容及び配付状況等を勘案しつつ委員の協議により評定を決定</p>	<p>① 「私立学校のための融資ガイド」の配付 「平成 17 年度版 私立学校のための融資ガイド」を作成し、平成 17 年 2 月 18 日付けで「平成 17 年度施設・設備計画及び借入希望に関する調査」に同封し、学校法人及び都道府県主管課、都道府県振興会、関係省庁等計 7,185 件配付した。</p> <p>② 融資情報のホームページへの公開</p> <p>ア 私立学校のための融資ガイド 平成 17 年 2 月 22 日にホームページを更新し、公開した。</p> <p>イ 貸付額算出シミュレーション 平成 17 年 2 月 22 日にホームページを更新し、公開した。</p> <p>ウ 返済額シミュレーション 平成 17 年 2 月 22 日にホームページを更新し、公開した。</p> <p>エ 融資金利表(改定の都度更新) 財政融資資金からの借入条件変更に合わせて、ホームページを更新し、公開した。</p> <p>オ 年間業務予定表 平成 16 年度分を平成 16 年 4 月 1 日に、平成 17 年度分を平成 17 年 2 月 22 日にホームページで更新し、公開した。</p>	A	年度計画に掲げた目標を全て達成した点は評価できる。

③ 融資相談会の開催

ア 既設の学校等を対象とした融資相談会

- ・実施時期 平成 16 年 5 月
- ・実施会場
全国を 6 地区に分けて次の会場で実施
札幌市、仙台市、東京都
大阪市、広島市、福岡市

イ 新增設の学校等を対象とした融資相談会

東京地区、東海地区、阪神地区、山陰地区及び九州地区の 5 地区において 10 月に開催予定。

③ 融資相談会の開催

ア 既設の学校等を対象とした融資相談会
平成 16 年 2 月に開催した借入希望に関する調査において、平成 16 年度に借入の希望がある既設の学校法人を対象とした融資相談会を下記のとおり開催した。なお、希望法人数の関係から、当初計画の札幌会場は名古屋会場に変更した。

16.5.10-11,13,14	東京都	65 法人
16.5.18-19	仙台市	13 法人
16.5.18	名古屋市	11 法人
16.5.25-27	大阪市	22 法人
16.5.25-26	広島市	11 法人
16.6.1	福岡市	8 法人
その他		4 法人
計		134 法人

イ 新增設の学校等を対象とした融資相談会

平成 16 年度において学校の新設等を計画し、事業団資金の借入を希望、または、検討中の法人を、都道府県を通じて取りまとめ、融資相談会を下記のとおり実施した。

随時	東京地区	5 法人
16.10.19-21	中国地区	2 法人
16.10.20-22	近畿地区	1 法人
16.10.25-27	北陸地区	1 法人
16.10.25-28	東海地区	3 法人
	計	12 法人

また、これにあわせ近畿地区（1 法人）、北陸地区（1 法人）で学校訪問を実施し、融資制度の周知及び案内を行った。

○融資先の開拓

上記取組みのほか、貸付制度の周知と安定した借入需要確保の観点から、以下の取組みを実施した。

- ・融資先開拓の手がかりとするため、財務内容が

④ 融資制度のパンフレットの作成

健全な法人を対象に借入希望調査協力への礼状を送付した（115 法人）。

- ・役員及び職員による学校訪問を実施し（22 法人）、融資制度の説明と利用案内を行い、平成 16 年度及び平成 17 年度以降の資金需要の把握に努めた。
- ・電話による融資制度の説明と利用案内を行い（27 法人）、平成 16 年度及び平成 17 年度以降の資金需要の把握に努めた。

○新潟県中越地震、福岡県西方沖地震への対応
平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震及び、平成 17 年 3 月 20 日に発生した福岡県西方沖地震に際しては、事業団内に緊急相談窓口を設置し、県の主管課と連携して学校施設の被災状況及び災害復旧費借入の希望把握に努めた。
その結果、新潟県の 3 つの学校法人より借入希望の意思が示され、そのうち 1 法人の災害旧事業について、平成 17 年 4 月に融資を実行することとした。

④融資制度のパンフレットの作成
融資制度を紹介するパンフレットを作成し、補助金事務担当者研修会、私学経営相談センターの研修会・講演会、事業団セミナーなど、各課の協力を得て配付し、制度の周知を図った。

A : 年度計画の取組みを達成した
B : 年度計画の取組みをほぼ達成した
C : 年度計画の取組みを達成できなかった

A

融資相談会等の開催による周知状況

A : 実施時期・会場について、年度計画どおり実施した
B : やむを得ない合理的な理由により時期を遅らせ、或い

A

			は会場を減らした C：やむを得ない合理的な理由もなく時期を遅らせ、或いは会場を減らした			
(3) 学校法人等からの借入需要の正確な把握に努め、それを踏まえた長期勘定からの資金の融通、私学振興債券及び長期借入金の調達計画により、安定した貸付財源を確保する。	(3) 安定した貸付財源の確保について ① 借入需要の正確な把握 ア 本年度の借入需要の把握 平成16年2月に実施した借入希望アンケート調査により把握した学校法人等の借入希望額を、さらに融資相談会等による面談、学校法人との連絡を密にすることにより、借入需要額を把握する。 イ 平成17年度以降の借入需要の把握 平成17年度及び平成18年度の学校法人等の施設整備計画及び借入計画について、平成17年2月に借入希望のアンケート調査を実施して借入需要額を把握する。 ② 安定した貸付財源の確保 本年度事業計画600億円の貸付財源 ア 長期勘定からの資金の融通 338億円 イ 私学振興債券 70億円 ウ 長期借入金 170億円 エ 自己資金等 22億円	貸付財源の確保状況	・以下の指標を踏まえて委員の協議により評定を決定	① 借入需要の正確な把握 ア 本年度の借入需要の把握 平成16年度の借入需要については、平成16年2月18日付けで7,157法人を対象に実施した「平成16年度借入希望及び施設・設備計画に関する調査」により資金需要額を以下のとおり把握した。 また、借入希望法人を対象として融資相談会を実施することにより、確実な資金需要額を把握した。 イ 平成17年度以降の借入需要の把握 平成17年2月18日付けで7,155の学校法人を対象として実施した「平成17年度施設・設備計画及び借入希望に関する調査」により、平成17年度及び平成18年度の施設・設備計画借入希望額を把握した。 ② 安定した貸付財源の確保 平成16年度は貸付実績572億円に対して、以下のとおり財源を調達・確保した。 ア 長期勘定からの資金の融通 300億円 20年借入金利 1.50%～2.00% 10年借入金利 0.90%～1.30% イ 私学振興債券 70億円 10年債、表面利率 1.64% 発行者利回り 1.6584% ウ 長期借入金（財政融資資金）170億円 20年借入金利 1.50%～2.00% エ 自己資金等 32億円	A	平成16年度貸付の財源が十分に確保された点、平成18年度までの資金需要を把握していることは評価できる。
		借入需要の適正な把握状況	A：学校法人からの借入需要が正確に把握されており、貸付計画等に正確に		A	

			反映されていた B：借入需要はほぼ正確に把握されていた C：借入需要の把握ができていなかった	倉田 彪 士		
		貸付に必要な資金の調達状況	A：貸付財源は確保された B：貸付財源はほぼ確保された C：貸付財源が不足した		A	
(4) 蓄積した法人情報、財務データの活用等により、学校法人等からの借入申込みに係る書類の提出から貸付金の決定までの平均審査期間を、中期目標期間中に5%以上短縮するとともに、提出書類の簡素化を図る。	(4) 貸付審査期間の短縮等について ① 貸付審査期間の短縮等について 私学経営相談センターの保有するデータを活用して貸付審査の事前審査を行うことにより、資金交付の迅速化を図る。	貸付審査の合理化状況等	・以下の指標を踏まえて委員の協議により評定を決定		A	貸付審査法人数が大幅に増加したにも関わらず、昨年に比べ平均審査期間を短縮した点を評価する。
		審査期間の短縮状況	2%以上 1%以上 1%未満 2%未満	① 貸付審査期間の短縮等について 私学経営相談センターの保有する消費収支計算書、資金収支計算書、貸借対照表などの財務データ及び校地・校舎面積、学生定員・現員、教職員数などの教育条件データを活用して貸付審査の事前審査を行い、下記のとおり貸付審査期間の短縮を図った。	A	
		書類の簡素化状況	A：提出書類の簡素化が大幅に図られた B：提出書類の簡素化が図られた C：提出書類が簡素化できなかった	② 提出書類の簡素化 従前より、融資部審査会で検討し、提出書類の簡素化に努めてきたところであるが、平成17年2月18日付けで学校法人等へ送付した「平成17年度版 私立学校のための融資ガイド」において、担保評価は路線価でも可能であることをより明確に表記し、不動産鑑定料等借入手続きに要する学校法人等の経費負担の節約に資することとした。	A	
				15年度 16年度		
				貸付審査延べ日数 3,355日 6,090日		
				貸付審査法人数 71法人 129法人		
				平均審査期間 47.3日 47.2日		
				短縮日数 12.7日 12.8日		
				短縮割合(14年度比) 21.2% 21.3%		

<p>3 受配者指定寄付金事業</p>	<p>3 受配者指定寄付金事業</p>					
<p>(1) 募金の取扱いに当たっては、「手引」を作成して配付するとともに、ホームページで公開し、さらにQ&Aの項目を充実させる。</p>	<p>(1) 募金の取扱いの周知について</p> <p>① 「寄付金事務の手引」の配付 本年度の制度改正に伴い、「寄付金事務の手引」の改訂を行い、制度を利用する学校法人へ配付。</p> <p>② 寄付金事務のパンフレット作成 学校法人及び会社等法人に対し、寄付金事務の案内のパンフレットを作成し、配付することによって制度の利用促進を図る。</p> <p>③ ホームページでの公開 「寄付金事務の手引」の概要について6月までにホームページで公開する。さらに、制度改正に伴いホームページのQ&Aの項目を見直し、掲載する。</p>	<p>募金周知に関する情報提供状況</p>	<p>・「寄付金事務の手引」の作成・配付やホームページにおけるQ&Aの項目の充実内容について委員の協議により評定を決定</p>	<p>① 「寄付金事務の手引」の配付 平成16年度の寄付金制度改正の周知を図るため、「寄付金事務の手引」の改訂を行い、制度を利用する学校法人へ、平成16年5月6日から随時配付した。</p> <p>② 寄付金事務のパンフレット作成 寄付金制度の周知及び利用促進を図るため、寄付金事務案内のパンフレットを作成し、学校法人及び会社等法人に配付した。</p> <p>・大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人へ送付 (平成16年6月28日 1,380法人)</p> <p>・都道府県(幼稚園・専門学校法人)への送付 (平成16年6月30日)</p> <p>③ ホームページでの公開 「寄付金事務の手引」の概要について、平成16年5月19日にホームページで公開し、利用の促進を図った。また、平成16年度の寄付金制度改正に伴い「受配者指定寄付金Q&A」の項目を見直し、平成16年6月23日にホームページに掲載した。</p>	<p>A</p>	<p>「寄付金事務の手引」、寄付金事務のパンフレットが適切に作成されており、またホームページ等による周知がなされている点を評価する。</p>
<p>(3) 受配者指定寄付金の配付先の学校名及び募金対象事業を決定次第毎月ホームページで公開する。</p>	<p>(2) ホームページでの公開について 受配者指定寄付金の配付先の学校法人名及び募金対象事業を審査決定次第毎月ホームページで公開</p>	<p>受配者指定寄付金の公表状況</p>	<p>A : 年度計画の取組みを実施した B : 年度計画の取組みをほぼ達成した C : 年度計画の取組みを実施できなかった</p>	<p>A : 毎月更新した B : やむを得ない合理的な理由により更新が遅れた C : やむを得ない合理的な理由により更新が遅れた</p> <p>受配者指定寄付金の配付先の学校法人名及び募金対象事業を、審査決定次第、毎月ホームページで以下のとおり公開・更新した。</p> <p>平成16年4月20日 (平成16年3月分) 平成16年6月28日 (平成16年5月分)</p>	<p>A</p>	

	・更新する。		的な理由もなく更新が遅れた	平成16年7月9日 (平成16年6月分) 平成16年8月11日 (平成16年7月分) 平成16年9月10日 (平成16年8月分) 平成16年10月14日 (平成16年9月分) 平成16年11月12日 (平成16年10月分) 平成16年12月16日 (平成16年11月分) 平成17年1月27日 (平成16年12月分) 平成17年2月23日 (平成17年1月分) 平成17年3月22日 (平成17年2月分) ※平成16年4月分配付事業については、新規配付事業がなかったため、配付審査が行われず更新していない。		
4 学術研究振興基金事業	4 学術研究振興基金事業					
(1) 学術研究振興基金の運用益による学術研究振興資金の公募要領及び学術研究計画調書の記入要領等を学校法人に周知するとともに、ホームページで公開する。	(1) 公募要領等の送付とホームページでの公開について ① 公募要領の送付 平成17年度学術研究振興資金の公募要領を、大学、短期大学及び高等専門学校を設置する学校法人(645法人)へ送付する。(9月実施予定) ② 公募要領のホームページでの公開 公募要領の概要をホームページで公開する。(9月実施予定) ③ 電子メールによる学術研究計画調書等の様式の送付 希望があった学校法人に対し9月から実施予定。	公募要領等の学校法人及び社会への公表状況	・学校法人への周知、ホームページへの掲載状況等について委員の協議により評定を決定	① 公募要領の送付 平成17年度学術研究振興資金の公募要領を、大学・短期大学・高等専門学校を設置する学校法人(644法人)に送付した。(平成16年9月13日) なお、1法人については学術研究振興基金取扱規程第3条(配付の対象となる者)の規定に基づき、送付しなかった。 ② 公募要領のホームページでの公開 学術研究振興資金の交付条件等を広く学校法人に周知するため、公募要領の概要をホームページで公開した(平成16年9月17日)。 ③ 電子メールによる学術研究計画調書等の様式の送付 「学術研究計画調書等」の提出に当たって、電子メールによる様式の送付を希望した学校法人に対し、平成16年9月14日から10月27日までの間、電子メールにより送付した(23法人)。 また、ホームページから様式をダウンロードできるように試行的に掲載した。	A	公募要領等の学校法人への公表はよくなされていることを評価する。
			A : 年度計画の取組みを実施した B : 年度計画の取組み		A	

			をほぼ実施した C：年度計画の取組み を実施できなかった			
<p>(2) 交付に当たっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部の委員により構成される学術研究振興資金選考委員会において次のことを審議する。</p> <p>① 採択基準の策定・見直し</p> <p>② 各研究分野の委員による審査方法の見直し</p> <p>③ 研究の採択に関する重要な事項</p>	<p>(2) 学術研究振興資金選考委員会における審議について</p> <p>交付に当たっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部の選考委員により構成される学術研究振興資金選考委員会において次のことを審議し、平成17年度の採択に反映する。</p> <p>① 公募方法の検討</p> <p>② 各研究分野の委員による審査方法の見直し</p> <p>③ 研究の採択に関する重要な事項</p>	<p>交付に当たっての客観性及び透明性の確保</p>	<p>・以下の指標を踏まえ、委員の協議により評定を決定</p>	<p>平成17年2月25日に開催された、外部の選考委員（14人）で構成される学術研究振興資金選考委員会において、資金交付の客観性及び透明性を確保するため、①平成18年度公募方法の検討、②各研究分野の委員による平成18年度審査方法の見直し、③平成17年度研究課題の採択に関する重要事項が審議された。</p> <p>① 公募方法の検討</p> <p>平成18年度学術研究振興資金研究公募の方法については、研究者の応募がしやすいよう以下の方法が検討された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「前年度の学術研究振興資金採択状況（新規・継続別、分野別、学校種別）」などの情報提供 ・より理解がしやすい公募要領の記載方法 <p>② 各研究分野の委員による審査方法の見直し</p> <p>学術研究振興資金の交付対象研究分野は①人文・社会科学の研究、②自然科学の研究、③私学高等教育に関する研究の3分野となっているが、「私学高等教育に関する研究」の分野において平成18年度以降の研究課題について審査方法の見直しを行うことが検討された。</p> <p>「私学高等教育に関する研究」の対象研究は、私立大学等における教育研究にのあり方、教育内容、方法の改善等に関する研究である。</p> <p>平成18年度以降の研究課題の審査に当たり、従来の教育理論、教育方法の研究内容の優劣を重視する観点から、実践的、具体的な教育との関わり（教育現場からの情報収集や教育現場への成果の提供等）の状況をより重視する観点へと検討が行われた。</p> <p>③ 研究の採択に関する重要な事項</p>	A	<p>公募方法、審査方法の改善に関する検討が行われ、また、新たな採択基準を制定したことは評価できる。</p>

				平成17年度の研究課題の採択に関する重要事項として、従前の「学術研究振興資金交付方針」を廃止し、新たに制定された「学術研究振興資金採択基準」（平成16年3月30日理事長裁定）に基づき、「研究費の妥当性」を欠く場合の減額調整、「申請額が少額の研究についての研究規模を考慮した配分」等が審議され、採択を行った。		
		学術研究振興資金選考委員会での検討状況	<p>A：選考委員会における審議の結果を採択に反映した</p> <p>B：選考委員会で審議をした</p> <p>C：選考委員会で審議しなかった</p>		A	
(3) 交付対象事業の評価を、各研究分野の選考委員の評価に基づいて適切に行い、翌事業年度以降の研究の採択に際しては、それらの評価を反映させるなどして、効率的・効果的な交付を行う。	(3) 選考委員の評価の次年度以降への反映について 交付対象事業についての各研究分野の外部の選考委員による評価の実施及び評価の反映の仕方について、学術研究振興資金選考委員会で審議する。	選考委員による評価の実施及び反映状況	<p>A：選考委員が行う評価を適切に行い、具体的な改善策を策定した</p> <p>B：評価を適切に行った</p> <p>C：評価を行わなかった</p>	<p>(3) 選考委員の評価の次年度以降への反映について 平成16年2月27日開催の学術研究振興資金選考委員会において、審査方法等の重要な事項について審議され、研究課題ごとの総合評価（5点満点）から項目別（5項目）での評価（25点満点）に見直しが行われ、従前の「学術研究振興資金交付方針」を廃止し、新たに「学術研究振興資金採択基準（平成16年3月30日）理事長裁定」を制定した。</p> <p>平成17年2月25日開催の学術研究振興資金選考委員会においては、新たな選考基準に基づき実施された評価を基に審議し、研究課題の採択・不採択を決定した。</p>	A	平成15年度の評価が平成16年度の評価に反映されていることは評価できる。
			<p>A：前年度の選考委員の評価を本年度の選考に反映した</p> <p>B：前年度の選考委員の評価を本年度の選考にほぼ反映した</p> <p>C：前年度の選考委員の評価を本年度の</p>		A	

			<p>選考に反映しなかった</p>			
<p>(4) 学術研究振興資金の交付を受けて行われた研究の成果を普及させるため、次のことを行う。</p> <p>① 「学術研究振興資金研究概要」及び「学術研究振興資金学術研究報告」を毎年度刊行する。また国立情報学研究所「民間助成研究成果概要データベース」に登録し、公開する。</p> <p>② 学術研究振興資金の交付先、交付額及び研究テーマ等を毎年度「月報私学」に掲載するとともに、ホームページで公開する</p>	<p>(4) 研究成果の普及について</p> <p>① 刊行物の発行 ア 「平成16年度学術研究振興資金研究概要」(6月実施予定) イ 「平成15年度学術研究振興資金学術研究報告」(12月実施予定)</p> <p>② 国立情報学研究所への登録公開 国立情報学研究所「民間助成研究成果概要データベース」への平成16年度学術研究振興資金採択研究の登録(9月実施予定)</p> <p>③ 「月報私学」への掲載 「月報私学」への平成16年度学術研究振興資金の交付先、交付額及び研究テーマ等の交付状況の掲載(7月号掲載予定)</p> <p>④ ホームページでの公開 平成17年度学術研究振興資金の交付先、交付額及び研究テーマ等の内示状況(3月実施予定)</p>	<p>研究成果の普及状況</p>	<p>・以下の指標及び学術研究振興資金の公表状況等について委員の協議により評定を決定</p>	<p>① 刊行物の発行 ア 「平成16年度学術研究振興資金研究概要」 「平成16年度学術研究振興資金研究概要」を平成16年6月17日に刊行し、平成16年6月25日に行われた学術研究振興資金贈呈式の資料として、当該学校法人の研究者、経済団体等の来賓及び報道関係者に配付した。(120部)</p> <p>イ 「平成15年度学術研究振興資金学術研究報告」 「平成15年度学術研究振興資金学術研究報告書」を平成16年12月7日に刊行し、当該学校法人の研究者、寄付者である経済団体等及び国立国会図書館に配付した。(176部)</p> <p>② 国立情報学研究所への登録公開 平成16年度学術研究振興資金の採択研究について、研究テーマ、研究代表者氏名、研究期間、研究機関名、概要等のデータを、国立情報学研究所「民間助成研究成果概要データベース」へ登録した。(登録資料送付・平成16年9月3日)</p> <p>③ 「月報私学」への掲載 平成16年度学術研究振興資金に採択した72件の研究について、交付先、交付額及び研究テーマ等の交付状況を、「月報私学」平成16年7月号に掲載した。</p> <p>④ ホームページでの公開 平成17年度学術研究振興資金の採択を内示した73件の研究について、交付先、交付額及び研究テーマ等の内示状況を、平成17年3月30日にホームページで公開した。</p>	<p>A</p>	<p>年度計画に掲げたとおり適切な研究成果の公表を行ったことは評価できる。</p>
		<p>「研究概要」及び「研究</p>	<p>A : 「概要」、「報告書」等を刊行し交付を</p>		<p>A</p>	

		報告書の 刊行状況	受けて行われた研 究成果等を普及し た B:「概要」、「報告書」 等のいずれかの刊 行が年度内にでき なかった C: 刊行物等を発行し なかった			
5 教育条件・経営情報支援事業	5 教育条件・経営情報支援事業					
(1) 私学経営相談センターの機能の充実に 努め、経営相談を実のあるものとするた め、次のことを行う。 ① 経営改善を必要とする学校法人の依 頼に応じて、経営困難に陥る前の学校 法人を優先して、融資部、助成部と連 携しつつ、財務分析を基礎に教育条件 を含む経営診断・経営相談を行う。	(1) 経営診断・経営相談の実施に ついて ① 経営診断・経営相談の実施法 人数 ア 経営診断実施法人数 3 法人 イ 経営相談実施法人数 37 法人 ウ さらに、経営困難に陥る直前 と判断した学校法人からの申 込みがあった場合には、上記 に追加して経営診断・経営相 談を行う。 エ また、学校法人から合併・分離等 に関する相談があった場合には、 必要に応じ②アの私学経営相談員の 助力を得て対応する。	経営診断・経 営相談の実施 状況等	・以下の指標を踏ま え、経営診断・経営 相談の実施状況を勘 案しつつ委員の協議 により評定を決定	① 経営診断・経営相談の実施法人数 ア 経営診断実施法人数 3 法人 「経営診断」は事業団職員と事業団が委嘱した 公認会計士を学校法人に派遣し、当該学校法人の 管理運営、教育条件、財務状況等について調査・ 診断し報告書にまとめ、それを当該学校法人に送 付して、経営の参考に供するものであるが、平成 16 年度は大学法人 1 法人、高等学校法人 2 法人の計 3 法人に対して実施した。 イ 経営相談実施法人数 37 法人 「経営相談」は学校法人の管理運営、中長期計 画の策定、財務分析、教育条件の改善等の諸課題 について助言を行うものであるが、平成 16 年度は 大学法人 23 法人、短期大学法人 8 法人、高等学校 法人 6 法人の計 37 法人に対して実施した。 ・「月報私学」平成 16 年 3 月号に経営診断の案内 を記載した。 ・平成 16 年 3 月 19 日付けで経営診断の案内を高 等学校法人以上に送付した。 ・平成 16 年 5 月 17 日～ 27 日に法人選定作業を行 った。選定に当たっては、入学定員充足率、総 負債比率、帰属収支差額比率などの経営状況、 質問内容からみた相談の必要度、過年度におけ る診断・相談の実施状況等を勘案して決定した。 ・選定から外れた法人については、財務分析帳票 を送付して対応した。	A	引き続き、公認会計士を外部相談員とし て委嘱し、専門的な知識を得て学校法人 学校法人からの相談に対応したことは評 価できる。また、対応した学校法人の 97.6 % (41 / 42 法人) がアンケートに 対して満足と答えていることも評価でき る。

② 経営診断・経営相談については、提供する数値データ及び情報等の内容を充実させ、アンケート調査における依頼法人の満足度を中期目標期間中、毎年度70%以上とする。

② 経営診断・経営相談の内容充実と満足度

ア 学校法人の相談内容のうち特別な課題については、私学経営相談員として委嘱した公認会計士及び弁護士から専門的な知識を得て対応する。

イ 本年度に経営診断・経営相談を実施した学校法人を対象に、回答内容の的確性、提供資料の有効性等に関するアンケート調査を2月に実施する。満足度は70%以上とする。

アンケート調査の結果を基に平成17年度以降の経営診断・経営相談の改善を図る。

ウ 下記③アのアンケート調査及び新聞雑誌等により得られた優れた教育条件あるいは経営改善の具体的事例を、現地訪問等によりさらに詳細に調査し、経営診断・経営相談に反映させるなど学校法人の参考

ウ 上記に追加した経営診断・経営相談

経営困難に陥る直前と判断した学校法人からの追加申込みが平成17年1月と2月であったため、平成16年度は大学法人2法人について経営相談を実施した。

エ 合併・分離等の相談への対応

学校法人から合併等に関する相談があり、それらの内容をまとめた相談リストを作成するとともに、合併等の仲介等を希望する関係者と協議した。そのうち必要に応じて事業団が委嘱した「私学経営相談員」（弁護士及び公認会計士）に法的措置あるいは会計処理を含めた監査のアドバイスを受け対応した。

② 経営診断・経営相談の内容充実と満足度

ア 特別な課題への対応

私学経営相談員に対し、第8回経営困難対応委員会（平成16年6月24日開催）に出席を求め助言を得たほか、私学経営相談員の事務所へ訪問及び電話等により、学校法人からの相談内容の特別な課題について相談を行った。

イ アンケートの満足度

平成16年度に経営診断または経営相談を実施した学校法人に対し、平成17年2月10日にアンケートを送付し、平成17年3月に集計及び報告書の作成を行った。

・集計の結果、「満足」と回答した学校法人の割合は97.6%（全42法人中41法人）であった。

・「不満」と回答した1法人について、不満だった点を確認したところ、当該学校法人側がイメージしていた資料と、事業団が実際に作成した資料との間に若干の相違が見られたことが判明した。これについては、問題の解消に向け、当該学校法人側の希望に沿うべく、平成17年度に早速対応することとした。

に供する。

エ 経営診断・経営相談等に資するため、講師を招いて「私立学校の活性化に向けた勉強会」を、年6回以上実施する。

③ 15歳及び18歳人口の減少を背景とした厳しい経営環境のなかで、経営改善に取り組む学校法人の事例等を調査収集し、研究・分析の結果得られた成果を、刊行物として中期目標期間中毎年度発行する。

③ 学校法人の経営改善事例等の調査収集及び発行

ア 15歳人口の減少期における経営者の意識及び改善方策について、5年前の調査結果と比べるため、教育条件、募集対策、人事管理、経理・財務等の分野にわたり高等学校を設置する法人を対象としてアンケート調査を実施する。

同調査結果を研究分析し、その成果を報告書として刊行物にまとめ、2月末に発行する。

イ 学生募集や法人経営に資するため、学校法人基礎調査のデータに基づき大学・短期大学の入学志願動向を研究分析し、その成果を「平成16年度私立大学・私立短期大学入学志願動向（速報）」として刊行物にまとめ、8月に発行する。

ウ 優れた改善事例の取扱い

新聞・雑誌等のマスコミ情報については、タイムリーに収集し、データベース等により私学経営相談センターの職員全員が共有している。また、優れた教育条件や経営改善の具体的事例については、「経営等情報収集調査」として全国の学校法人に現地訪問をし（平成16年度は17法人）、経営診断・経営相談業務に反映させている。

エ 講師を招いて「私立学校の活性化に向けた勉強会」を年6回以上開催する

「V その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 人事に関する計画（1）①」に掲載

ア 経営者の意識及び経営改善事例に関するアンケートの実施

平成16年6月16日に「私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート」を送付した。平成16年7月12日から8月31日にかけてアンケートの点検作業、平成16年10月1日から集計作業を行い、平成17年2月28日に「私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート報告（私学経営情報第21号）」として発行し、中学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体、都道府県に計1,702部を配付した。

イ 「平成16年度私立大学・私立短期大学入学志願動向（速報）」の刊行

平成16年度学校法人基礎調査のデータに基づき、平成16年6月2日から7月9日の間、入学志願動向の集計作業を行い、平成16年8月3日に「平成16年度私立大学・私立短期大学入学志願動向（速報）」として発行し、高等専門学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体等に2,505部配付した。

④ 行政機関の依頼に応じて学校法人の経営分析を行う。

④ 行政機関の依頼に応じて行う学校法人の経営分析

ア 文部科学省の依頼に応じて、入学状況が不振となり経営困難に陥った学校法人、あるいは財政運営の適正を欠いて経営困難に陥った学校法人などの資金計画の実行可能性等について経営分析を行う。

イ 地方公共団体の依頼に応じて、アに準じて学校法人の経営分析を行う。

また、「月報私学」平成16年9月号に、志願者数等の増減比較及び入学定員充足状況を抜粋して掲載した。

	A : 年度計画の取組みを達成した B : 年度計画の取組みをほぼ達成した C : 年度計画の取組みを達成できなかった	A
経営診断等の内容充実と満足度	・満足度調査と提供する情報等の内容充実について、委員の協議により評定を決定	A
経営診断 ・経営相談を行った学校法人からのアンケートでの満足度調査	A : 満足度が70%超 B : 満足度が60%超70%以下 C : 満足度が60%以下	A
経営診断・経営相談に資するための勉強会の開催	A : 年度計画どおり実施した B : ほぼ年度計画どおり実施した C : 年度計画どおり実施しなかった	A
学校法人の経営改善事例等の刊行状況	A : 学校法人の経営改善に関する有益な事例集を発刊し、学校法人等へ情報提供を行った B : 事例集を発刊した	A

			C : 事例集を発刊できなかった			
		行政機関の依頼に応ずる学校法人の経営分析状況	A : 経営分析の依頼件数に対する実施割合が 100 % B : やむを得ない合理的な理由により実施割合が 80%以上 C : やむを得ない合理的な理由もなく実施割合が 80 %未満	④ 行政機関の依頼に応じて行う学校法人の経営分析 ア 文部科学省の依頼に応じた経営分析の実施 文部科学省高等教育局参事官室が実施する「学校法人運営調査」の調査報告をもとに、参事官室より 7 法人について経営分析の依頼があった。 参事官室を経由して学校法人から提出された「経営改善計画書」、「資金計画表」、「財務諸表」を元に、私学経営相談センターが経営分析を実施した。 イ 地方公共団体の依頼に応じた学校法人の経営分析 平成 16 年度中は、地方公共団体からの依頼はなかった。	A	
(2) 私学サーバファームを中核とする総合的情報ネットワークの整備により、私学データバンクを構築し、私立学校のニーズに合った情報を提供するため活用度調査を行い、私立学校に必要な情報の提供を図る。	(2) 私立学校のニーズに合った情報の提供について ① 私学データバンク構築のための総合情報ネットワークの整備（前出「I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 教育条件・経営情報支援事業」に記載） ② 活用度調査 私学サーバファームにおける情報提供システム（私学データ作成システム・学校法人情報検索システム・今日の私学財政閲覧システム）の活用度調査を 4 月に実施し、私立学校の必要としている新たな情報の把握を図る。	私立学校のニーズに即した情報提供の状況	・以下の指標を踏まえて委員の協議により ① 私学データバンク構築のための総合情報ネットワークの整備 「I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 教育条件・経営情報支援事業（1）」に記載した。		A	年度計画に掲げたとおり、適切な情報収集が行われるとともに、必要な対策を講じている点は評価できる。
		総合ネットワークの整備状況	再 掲		A	
		活用度調査の状況	A : 年度計画どおり調査を実施し、必要な情報を収集した B : やむを得ない合理的な理由もなく実施割合が 80 %未満	② 活用度調査 私立学校の必要としている新たな情報に係る要望の把握を図るため、「私学サーバファームにおける情報収集及び情報提供システムの活用度について」	A	

			<p>的な理由により、計画どおりの調査を実施しなかった C：調査を実施しなかった</p>	<p>てのアンケート」を平成16年4月に実施した。 (調査対象 1,357 法人、回答 838 法人、提出率 61.8%) その結果、私学サーバファームにおける情報提供システム(私学データ作成システム)を「利用している」と答えた法人は、94 法人(約7%)に止まった。しかも、当該調査の回答は、原則電子メールで行うこととしていたが、回答法人のうち電子メールでの回答は、838 法人のうち 343 法人(40.9%)であり、学校法人におけるインターネットの利用度も低いことがわかった。 このようなことから、情報提供システム等の利用を促進することが急務であるとして、補助金事務担当者研修会(全国6地区、677 法人)、職員による出張時(94 法人)等での利用案内、日本私立大学協会が行った研修会でシステム説明を行ったほか、システムを利用していない学校法人のうち 58 法人に対してデモンストレーション等の普及活動を実施した。 なお、この調査で基礎調査票 e-マネージャに関し、操作機能及び操作マニュアルの改善を望む意見が 64 法人から寄せられた。これを受け、平成17年度学校法人基礎調査実施に向け、以下の機能を構築し、操作の改善を図るとともに、詳細なマニュアル(冊子)を作成した。 ・教職員の個人票で学部・学科等を異動する場合に画面上で付け替えのできる機能 ・学校法人の概要の入力情報の更新履歴を表示する機能 ・各帳票の事業団へのデータ提出日時を表示する機能</p>		
<p>6 情報収集・提供・広報・普及啓発 (1) 公表資料については、担当部署間の連携を図り、最新情報の提供を原則として公表と同時にホームページに掲載する。</p>	<p>6 情報収集・提供・広報・普及啓発 (1) 公表資料のホームページでの掲載について 最新情報の提供を原則として公表と同時にホームページに掲載する。 ア 法令で公表が義務付けられ</p>	<p>公表資料の公表手段・状況</p>	<p>A：公表と同時にホームページに掲載 B：やむを得ない合理的な理由でホームページへの掲載公表が遅れた</p>	<p>(1) 公表資料のホームページでの掲載について 法令で公表が義務づけられている資料、事業団の公表資料について最新の情報をホームページに掲載し、学校法人及び一般に広く周知した。 ア 法令で公表が義務付けられている資料</p>	<p>A</p>	<p>年度計画に掲げたとおり、適切な情報公開が行われていることは評価できる。</p>

ている資料

イ 月報私学
（以下組織規程の部制順）

ウ 事業団のあらまし

エ 行政コスト計算財務書類

オ 融資ガイド

カ 融資金利表

キ 私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準

ク 特別補助配分基準

ケ 私立大学等経常費補助金交付状況

コ 平成16年度入学志願状況

サ 受配者指定寄付金受入事業一覧

シ 学術研究振興資金採択状況

ス 学術研究振興資金研究課題一覧
など

C: やむを得ない合理的な理由もなくホームページへの掲載が遅れた

・事業団法による公表
「役員」4/1、6/30、10/22
「中期目標」「中期計画」「平成16年度計画」4/7
「役員給与規程」「職員給与規程」4/12

・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条による公表（組織、業務、財務、評価・監査、子会社等に関する情報）
4/1、9/14、9/17、11/22、12/22

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律による公表
「平成16年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」4/12
「平成15年度における環境物品等の調達実績の概要」6/30

イ 月報私学
4/1、5/6、6/2、7/1、7/9、8/2、9/1、10/1、11/1
12/1、1/4、2/1、3/1

ウ 事業団のあらまし 4/1、5/19、6/30、10/22

エ 行政コスト計算財務書類 9月掲載済み

オ 融資ガイド 2/22

カ 融資金利表
4/14、5/19、7/14、8/11、9/10、10/14、11/11、
12/10、2/14、3/11

キ 私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準
4/1、3/7

ク 特別補助配分基準 4/1、3/7

ケ 私立大学等経常費補助金交付状況
新聞発表と同時掲載 9/24、3/31

コ 平成16年度入学志願状況
新聞発表と同時掲載 8/4

サ 受配者指定寄付金受入事業一覧
4/20、6/28、7/9、8/11、9/10、10/14、11/12
12/16、1/27、2/23、3/22 掲載

シ 学術研究振興資金採択状況 17/3/30 掲載

ス 学術研究振興資金課題一覧 17/3/30 掲載

<p>(2) 学校法人等に対する情報提供システム (私学データ作成システム、学校法人情報検索システム及び今日の私学財政閲覧システム)の情報の更新に要する期間については、チェック機能の一層の充実を図り、中期目標期間中にデータのチェック完了後2か月以内に更新する。</p>	<p>(2) データチェック機能の一層の充実について 本年度はデータチェックマニュアルに基づき検索データの确实性の検証、個別法人等情報の特定防止などを行いデータチェック完了後3か月以内に更新する。</p>	<p>私立学校への情報提供システムのチェック機能の充実</p>	<p>・チェック機能の充実について以下の指標を踏まえ委員の協議により評点を決定</p>	<p>(2) データチェック機能の一層の充実について 従来、私学経営相談センターが学校法人からの要望に応じて作成・提供していた財務帳票等を学校法人がインターネットを利用して直接出力できる「私学データ作成システム」及び、学校法人に刊行物として配付している「今日の私学財政」をインターネットで閲覧できる「今日の私学財政閲覧システム」として開発する際に開発と並行して、両システムの基礎となるデータの整理と確認を行い、両システムのデータの整合性及び学校法人のデータを合計値・平均値に限定することにより、個別の学校法人が特定できないよう引き続きチェックを行った。 また、開発過程で行った両システムのチェック項目、チェック方法を整理・点検・統合し、データチェックマニュアルとして作成した。 平成16年度のデータチェックは、平成16年10月12日に完了し、データの更新期間としては、平成15年には3か月かかっていたものを、データチェックマニュアルに沿ってチェック機能の点検を行い、約2.7か月に短縮した。その際に平成17年度に向けてデータチェックマニュアルの一部を更新した。 なお、個別学校法人のデータのセキュリティについては、ユーザID及びパスワード等で管理された認証システム並びにデータの暗号化システムの運用を改善するとともに、パソコンの盗難等による情報の外部漏洩や滅失防止のための安全管理の強化を図った。</p>	<p>A</p>	<p>年度計画に掲げたとおり、データの确实性の検証を行ったこと、データ更新期間を短縮したことは評価できる。</p>
		<p>データチェック完了後の更新時期</p>	<p>A：データチェック機能の一層の充実を図ることにより目標期間を大幅に短縮して更新を行った B：目標期間内に更新を行った C：目標期間内に更新できなかった</p>	<p>A</p>		



○財務内容の改善に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定	
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項等
Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画							
1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 業務運営に必要な収益を確保する観点から、例えば刊行物販売等新たな収入源の確保を図る。	1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 新たな収入源の確保を図るため、刊行物販売等を推進する。	新たな収入源確保の検討状況	・以下の指標及び新たな収入源確保の検討状況を踏まえ、委員の協議により評定を決定	平成 15 年度の検討結果を踏まえ、特定非営利活動法人「学校経理研究会」を販売元とした書籍販売契約を同研究会と締結し、「今日の私学財政」等を刊行する書籍の委託販売を開始した。 ○販売経緯 ・平成 16 年 4 月 特定非営利活動法人「学校経理研究会」と書籍販売委託契約締結 ・平成 16 年 8 月 「今日の私学財政－平成 15 年度版－」（中学校・小学校・特殊教育諸学校編）、（幼稚園編）（専修学校・各種学校編）刊行・販売開始 ・平成 16 年 12 月 「今日の私学財政－平成 16 年度版－」（大学・短期大学編）、（高等学校・中学校・小学校編）刊行・販売開始 ・平成 17 年 3 月 「私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート報告」刊行・販売開始	A	刊行物を販売することにより利益を上げたことは評価できる。引き続き新たな収入源の検討を図りたい。 （留意事項） 出版物の刊行は私学事業団の活動主旨を増進させるために有効と考えるが、過度の利益追求などにより、本来の主旨を逸脱することのないよう注意が必要である。		
			A：刊行物を販売し、利益を上げた B：刊行物を販売しなかった C：刊行物を販売しなかった	○販売向け刊行物 6 種 刊行物販売収入（A） 871,990 円 当期委託販売高 1400 冊 327,600 円 期末たな卸高 △ 870 冊 △ 207,057 円	A			

				当期販売実績 (B) 530 冊 120,543 円 当期販売益 (A) - (B) 751,447 円		
2 財務内容の管理・運営の適正化 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより財政状態の健全性の確保及び収支状況の改善を図る。 特に信用リスクについては、金融検査マニュアルに準じた自己査定基準による厳格な管理を実施する。	2 財務内容の管理・運営の適正化 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財政状態の健全性の確保及び収支状況の改善を図る。 特に信用リスクについては、金融検査マニュアルに準じた自己査定基準による厳格な管理を実施する。	財政状態の健全性の確保、収支状況の改善状況	・債権の適切な回収状況や信用リスクについての自己査定基準による債権の管理状況等について、委員による協議により評定を決定	市場リスクを意識しつつ、毎月資金繰り表を作成し、貸付け必要時期に応じて資金調達を実施した。 また、信用リスクについては、自己査定基準による債権者区分 (①破綻先、②実質破綻先、③破綻懸念先、④要注意先のうち要管理先、⑤要注意先のうちその他、⑥正常先) を行い、長期滞納法人等 (上記①~③) については市場価格を反映させた担保評価を行うなど、厳格な管理を実施した。 ○決算書の作成 事業団は、事業団法上、会計監査人の監査対象法人から除外されているが、自主的に監査法人と会計顧問業務契約を結び、平成 16 年度の決算書 (財務諸表) の作成に当たっては、会計監査人から必要な指導・助言を受けた。 なお、損益計算に関しては、平成 15 年度経常損益が赤字となったが、平成 16 年度は、人件費を含む経費の縮減に努め、貸付金利息等収益の確保を図って 108 百万円の経常利益を計上した。	A	適切な信用リスク管理を行った点は評価できる。
			A : 年度計画どおり実施した B : ほぼ年度計画どおり実施した C : 年度計画どおり実施しなかった		A	
3 期間全体に係る予算 別紙 1	3 予算 別紙 1	収入・支出予算について適正な執行を行ったか	A : 収入の確保が図られ、適正な執行がされている B : 収入は概ね確保され、支出においては収入状況に応じ		A	適正な執行が行われている点は評価できる。

			<p>た適正な執行がされている</p> <p>C : 収入の確保が図られず、支出についても収入に応じた執行がなされていない</p>		
<p>4 期間全体に係る収支計画</p> <p>別紙 2</p>	<p>4 収支計画</p> <p>別紙 2</p>	<p>収益・費用について効率化が図られたか</p>	<p>A : 年度計画以上の利益が確保された</p> <p>B : 概ね年度計画どおりの収支であった</p> <p>C : 大幅な損失を計上する結果となった</p>	A	全体的に努力している点は評価できる。
<p>5 期間全体に係る資金計画</p> <p>別紙 3</p>	<p>5 資金計画</p> <p>別紙 3</p>	<p>バランスのとれた資金の運営が図られたか</p>	<p>A : 資金収入、資金支出決定額のバランスがとれた運営であった</p> <p>B : 資金支出が資金収入を上回ったが、運営に必要な資金が確保された</p> <p>C : 資金支出が資金収入を上回り運営に必要な資金が確保されなかった</p>	A	
<p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入予定なし</p>	<p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入予定なし</p>	<p>短期借入金の状況</p>			

○その他主務省令で定める業務運営に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定	
			A	B	C		段階的評価	定性的評価及び留意事項等
V その他主務省令で定める業務運営に関する事項	V その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
1 施設・設備に関する計画 別紙4	1 施設・設備に関する計画 施設・設備に関する計画なし							
2 人事に関する計画	2 人事に関する計画	人事管理の状況						
(1) 方針 ① 職員の専門的な能力の向上を図るため、実務的な研修や専門的研修を実施する。	(1) 職員の専門的な能力の向上を図るための研修の実施 ① 私学経営相談センター職員が行う経営相談等の業務に資することを目的とした「私立学校の活性化に向けた勉強会」に、他の部署に所属する職員を参加させることにより、職員全体の専門的な能力の向上を図るための研修 ア 開催回数 6回以上 イ 研修講師 私立学校関係者等の外部講師 ウ 研修対象者 希望する職員	職員の資質・能力向上に向けた取組み状況	・研修の実施状況について A：年度計画に掲げる取組みをすべて達成した B：年度計画に掲げる取組みをほぼ達成した C：年度計画に掲げる取組みをほとんど達成できなかった	①「私立学校の活性化に向けた勉強会」の実施 ○当該研修は、私立学校の教育条件・経営の改善に向けた様々な取組みを支援するために、改善方策の考え方、改革の実践などを学び、私学の現状を把握し、私学経営相談センター職員が行う経営相談等の業務に資することを目的として実施した。 ○実施に際しては、以下の事項に留意した。 ・講師は私立学校関係者等の外部講師であり、講義内容も実践的な事柄であるので、私学経営相談センター職員以外の事業団役職員にも参加の機会を与えた。 ・講義内容及び資料については、業務上参加できなかった職員や後年の職員の参考とするため講演録を作成することとした。 ・テーマについては、その時々々の時宜にあったものを選択した（私学経営相談センターにて選定） ・すべての研修が終了した時点で、私学経営相談センター職員用とその他事業団職員用の2種類のアンケートを実施し、研修効果を確認するとともに次年度以降の参考とした。 ○上記事項に留意し、以下のとおり実施した。	A	研修が報告書のとおり実施されていることは評価できる。 (留意事項) 研修受講者にアンケートを実施したことは評価できるが、受講者の研修受講後の意欲の変化などを把握することにより、研修の効果把握することも重要と考える。		

(①テーマ、②講師、③実施日、参加者数)

○第一回

①短期大学の現況と日本型コミュニティカレッジ
の可能性 ②桜美林大学教授 ③ 6/8、46人

○第二回

① 21世紀の私立大学を考える -私学団体の役割
と歴史-
②日本私立大学協会常務理事 ③ 7/13、70人

○第三回

①学校における中長期計画の策定方法
②名城大学教授 ③ 8/6、46人

○第四回

①変化の中の幼稚園 -幼保一元化について-
②全日本私立幼稚園連合会常任理事 ③ 9/15、
49人

○第五回

①大競争の中、私立大学が生き残るためには -
大きく変わる大学を取り巻く環境と今後の課題
②学校法人河合塾部長 ③ 10/21、47人

○第六回

①教育政策の課題 ②日本経済新聞社編集委員
③ 11/22、59人

○第七回

①人事制度・人事考課制度について ②竹中工務
店人事室採用・能力開発課長、三井住友海上人
事部副部長他 ③ 12/22、44人

○第八回

①教養教育は日本の大学を救うか ②国際基督教
大学名誉教授 ③ 1/25、40人

※アンケート結果は省略

②簿記研修の実施

知識として必要な学校法人
会計基準を理解する上で、
最低限必要となる簿記研修
ア 対象人数 6人程度
イ 簿記専門学校が行う短期
講習（1か月コース）
ウ 研修対象者 希望する若
手職員

③ 職員の資質向上を図り、
業務遂行上必要な総合的知
識の修得を目的とした内部
研修の実施
ア 開催回数 8回程度
イ 研修講師 内部職員
（当該業務に精通した者）
ウ 研修対象者
係長職を中心とし、そ
の他希望する職員

○当該簿記研修は、助成業務全般に共通した知識
である学校法人会計を理解する上で最低限必要と
なる知識を修得することを目的として実施した。

○実施に際して以下の事項に留意した。
・簿記知識ゼロレベルの職員を対象とし、仕訳や
勘定など記帳処理の基礎知識を学ぶことが可能
・毎月定期的が開講されており、受講者の所属部
署における業務予定等との関連で自由な選択が
可能
・事業団九段事務所から通学が可能
○上記事項に留意し、下記のとおり実施した。
・場 所：大原簿記学校水道橋本校
・講座名：簿記講座3級基本講座（1か月・10回）
・受講コース：週2回 9:30～12:10
・受講者数：6人
・課程修了者に発行される「修了証明書」の提示
をもって研修の修了を確認
・さらに、研修の成果を確認するため、受講修了
者のうち4人が商工会議所簿記検定試験を受験
し、4人全員が3級の資格を所得

③職員内部研修の実施
○当該職員内部研修は、平成15年10月からの独
立行政法人に準じた管理手法の導入に伴い、助成
業務に従事する職員の意識改革及び資質向上、並
びに現段階において助成業務が抱える諸問題を明
確に理解し、もって今後の業務を執行する上での
総合的知識を修得することを目的として実施した。

○実施に際して以下の事項に留意した。
・日常業務又は出張等に配慮し、全職員に均等な
受講機会が得られるよう同一内容の講習を2回、
別日程で計16回実施
・1回の講習は1時間とし、その後30分の質疑応
答時間を設定
・講師は、テーマごとに当該テーマに精通した者
を指名
・研修対象者は、助成業務に従事する係長職を中
心とし、その他希望する職員（助成業務に従事

する職員、共済業務に従事する職員)

○上記事項に留意し、以下のとおり実施した。

○8テーマを平成16年6月16日までに決定し、6月17日・18日に内部講師の選定及び依頼を行った。

(①テーマ ②講師 ③実施日、参加者数)

○第一回

①私学税制と受配者指定寄付金制度の改正について ②助成部次長 ③7/21・28、53人

○第二回

①学校法人の管理運営について ②私学経営相談センター次長 ③8/30・9/10、58人

○第三回

①学校法人の財務の状況について ②私学経営相談センター主任研究調査員 ③9/29・10/6、54人

○第四回

①学校法人会計基準について ②財務部次長 ③10/13・20、51人

○第五回

①健康保険制度について ②業務部長 ③10/27・11/10、44人

○第六回

①年金制度について1 ②年金部長 ③11/17・12/1、59人

○第七回

①経営困難法人の現状について ②私学経営相談センター研究調査員 ③12/8・15、72人

○第八回

①長期給付分掛金率の改正及び長期給付財政再計算結果について 一年金制度について2 ②数理統計室長、企画室主幹 ③1/6・13、30人

※アンケート結果は省略

④ 現在就いている職位または将来就くことが予想される職位の職務と責任遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的とした研修

ア 管理監督者研修

(ア) 実施期間

3日程度(集中的に行う)

(イ) 研修講師 外部講師

(ウ) 研修対象者

平成14年度以降における課長補佐職の昇任者

イ 係長・主任研修

(ア) 実施期間

2日程度(集中的に行う)

(イ) 研修講師 外部講師

(ウ) 研修対象者

平成14年度以降における係長相当職及び主任の各昇任者

④現在就いている職位または将来就くことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的とした研修

ア 管理監督者研修の実施

○当該管理監督者研修は、現在就いている課長補佐職(一部新任管理職を含む)に対し、将来就くことが予想される管理職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させるとを目的として実施した。

○実施に際して以下の事項に留意した。

- ・直近では、平成13年度に同様の目的で実施しているが、平成15年10月からの独立行政法人に準じた管理手法の導入に伴い、民間企業での発想を学ぶ必要があるため、公務部門を専門に扱っている業者ではなく、一部公務部門での研修経験はあるが主に民間企業を中心に研修業務を行っている業者を検討した
- ・研修内容は、演習形式を中心とし前後で講義による理論の裏づけを学習する方法を採用し、頭ではなく、身体で身につけることを主眼とした。
- ・プログラムでは、事業団に求められている役割
- ・方向性を共有し、その目的に見合ったマネジメントとは何かを理解し、部門課題の設定方法や課題解決に向けた部下の支援・育成方法を習得することとした。
- ・現状において助成業務・共済業務を主に担当している職員間の交流を図るため、実施期間を2泊3日(集中的に行う)で行うこととした。

○上記事項に留意し、以下のとおり行った。

- ・平成16年7月16日に体験説明会に参加し、従前の研修業者と体験説明会を行った業者から企画書を提出させ、業者を決定した。
- ・実施は、平成17年1月17～19日(2泊3日)とした。
- ・参加者は、18人(うち助成業務7人)であった。

イ 係長・主任研修の実施

○当該係長・主任研修は、現在就いている係長・

- ⑤ 新入職員に対して、ビジネスマナー等の修得及び各業務における職務の概要の修得を目的とした研修
- ア 職員としての服務及び労働条件に関する諸規程の周知を図るとともに、配属先の職務に速やかに順応するための基礎知識の修得を目的とした研修（第一次研修）
- （ア）実施期間
採用直後（4日程度）
- （イ）研修講師 企画室、人事課職員及び外部講師
- （ウ）研修対象者
新入職員
- イ 各業務における職務の概要の修得を目的とした研修

主任職に対し、係長・主任としての職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。

○実施に際して以下の事項に留意した。

- ・当該研修は、平成14年度から3か年計画で実施されたもので、研修内容等について特段の変更はしない。
- ・講義よりも実習を中心とした。
- ・現状において助成業務・共済業務を主に担当している職員間の交流を図るため、実施期間を1泊2日（集中的に行う）で行うこととした。

○上記事項に留意し、以下のとおり行った。

- ・研修のねらいは、a) 係長・主任としての立場
- ・役割を認識する。b) プレイングリーダーにふさわしい問題解決力、リーダーシップを向上させることとした
- ・実施は、平成16年11月11日～12日（1泊2日）とした。
- ・参加者は、20人（うち助成業務9人）とした。

⑤新入職員研修

ア 新入職員第一次研修の実施

○当該第一次研修は、採用直後の職員に対し、職員としての服務及び労働条件に関する諸規程の周知を図るとともに、社会人としてのビジネスマナーやビジネススキルの向上を目的として実施した。

○実施に際しては、以下の事項に留意した。

- ・4月と10月の採用者に対して、採用直後の4日間（採用人数によっては3日間）実施する。
- ・ビジネスマナーやビジネススキルの向上に関する研修は、外部講師等で実施する。
- ・研修終了後には、感想文を提出させる。

○上記事項に留意し、以下のとおり実施した。

- ・実施日：4/1～4/6（4日間）及び10/1～10/5（3日間）
- ・受講者数：4月採用者 6人（助成業務 2人）
10月採用者 3人（助成業務 2人）

	<p>(第二次研修)</p> <p>(ア) 実施期間 採用後3か月経過後(3日程度)</p> <p>(イ) 研修講師 管理職(格業務別の研修)</p> <p>(ウ) 研修対象者 採用後1年未満の職員</p>			<p>イ 新入職員第二次研修の実施</p> <p>○当該第二次研修は、採用後1年未満の職員に対し、事業団の各業務における職務の概要の修得を目的として実施した。</p> <p>○実施に際しては、以下の事項に留意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月採用者については、採用後3か月経過後(前年10月採用者については、採用後9か月経過後)に実施した。 ・講義内容は、各課(室、センター及び班を含む)の所掌事務の概要。 ・講師は、担当課(室、センター及び班を含む)の管理職。 <p>○上記事項に留意し、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成16年7月7日～9日(3日間) ・受講者数：計10人(助成業務4人) ・研修終了後、研修アンケート及び受講報告を提出させた。 	
<p>② 業務執行の効率化を図るため、業務委託等を検討する。</p>	<p>(2) 現在行っている業務委託等の対象範囲を拡大し、より業務執行を効率的に行うたに、業務量業務の質及び組織の見直し等の検討を行い、必要なものから順次実施する。</p> <p>(参考) 現在行っている業務委託について</p> <p>ア 設備運転・ビル管理 イ 自動車運行 ウ 警備・受付 エ 給与計算処理 オ システム開発・管理・運用</p>	<p>業務効率化のための業務委託の状況及び検討状況</p>	<p>A：業務委託について検討し、業務効率化に反映した B：業務委託について検討した C：検討していない</p>	<p>(2)業務委託等の対象範囲の拡大、見直し等</p> <p>○「助成業務に係る組織及び定員管理の在り方等検討委員会」及び同作業部会を平成16年10月より計8回にわたって開催し、現在助成業務に係る組織が抱える問題を踏まえたうえで、今後の業務執行を迅速かつ柔軟に対応するための組織体制の見直し等について議論を重ねた。</p> <p>また、「中期計画・実績評価部会」において業務量調査を実施し、独立行政法人の管理手法導入後の業務量の変化について、業務委託等の可能性の観点から検討を行った。</p> <p>これらの結果、業務委託等(外部委託、派遣職員、アルバイト等)の促進については、組織の再編成を考慮しつつ、具体的には貸付審査における担保物件評価及び福利厚生等についての業務委託についてさらに検討を進めた。</p> <p>・貸付審査における担保物件評価について 学校法人等への貸付審査をする際に、原則として不動産鑑定士(補)が証明した「担保物件評価書」の提出を依頼している。</p> <p>この評価書の確認は、職員が路線価図等で土地、</p>	<p>B</p> <p>業務効率化のための検討はなされている。業務委託を急ぐあまり、私学事業団の業務の遂行に支障が生じては意味がないことから、十分に検討した後、常に正常な業務推進が期待できるものから業務委託が行われることを期待する。</p>

建物の評価と照合しているが、確認作業を迅速かつ確実に実行するため不動産専門の情報サービス会社から、全国の土地、建物の評価のデータを受けることにより担保物件評価業務の外部委託が可能になると考え、見積書を受けたが、提示された金額はコストの削減を伴った業務の効率化が行えるとはいえないものだった。

また、貸付審査期間の短縮に係る提出書類の簡素化において、「担保評価は路線価でも可能」としたことから、担保物件評価の外部委託については、緊急性がみとめられないという結論となり、導入は見送ることとなった。

・福利厚生等に従事する派遣職員の試験的雇用について

管理部門の業務の中には、事業団職員が直接執行するよりも、それぞれの分野における専門的資格を有する者や特定の分野に精通した者が執行することにより、業務の効率性や人材の有効活用が図れる。しかし、現在の事業団は、派遣職員の雇用実績がないため、本格的雇用にはさらなる検討が必要となる。よって今後の本格的雇用を模索するためにも、平成17年度より、福利厚生業務（社会保険労務等）を中心とした業務に、派遣職員を試験的に雇用することとした。

○現在行っている業務委託の具体的実施内容は、以下のとおり。

- ①設備保守・運転
- ②自動車運行
- ③警備・受付
- ④給与計算処理
- ⑤ソフトウェア開発
- ⑥システムメンテナンス
- ⑦システム稼働維持支援
- ⑧サーバファームシステムコンサルタント
- ⑨ネットワークシステムセキュリティ管理・運用
- ⑩パンチデータ入力
- ⑪ALM分析支援・アドバイス

				<p>現在行っている業務委託のうち「④給与計算処理」については、監事監査で指摘のあった「助成勘定方式（業務委託）と共済勘定方式（独自給与システム）により別々に管理されている給与計算事務の一元化」について検討会を設置し、経済性、効率性及び有効性の面から検討を行い、現時点においては、共済勘定方式（独自給与システム）に統一することに決定した。</p>		
<p>③ 人員配置の実施に当たっては、業務量及び職員の能力に応じ適正かつ計画的に行う。</p>	<p>(3) 人員配置の実施に当たっては、業務量及び職員の能力に応じ適正かつ計画的に行う。 定期（春季・秋季）の定期人事異動に際しては、平成 16 年度人事異動方針に基づき、職員の能力に応じ適正な人事配置を実施する。</p>	<p>適切な人員配置の見直し状況</p>	<p>・事業団が行う、人員配置計画及び配置状況について事業団から聴取したことを踏まえ委員の協議により評定を決定</p>	<p>・平成 16 年度については、新規職員を 4 月に 6 人（助成業務 2 人）、10 月に 3 人（助成業務 2 人）を採用した。助成業務における 4 人の採用は、いずれも欠員補充であり平成 16 年度の助成業務の定員は 104 人（対前年度 1 人減）以内とした。</p> <p>・平成 16 年度の人事異動については、4 月に 123 人（助成業務 45 人）、10 月に 24 人（助成業務 4 人）の規模で行った。</p> <p>・平成 17 年 4 月の定期人事異動に際しては、「平成 17 年度人事異動基本方針」及び「管理職登用基準」を策定し、異動の準備を行った。</p> <p>・「平成 17 年度人事異動方針」は、助成業務における文部科学省独立行政法人評価委員会による平成 15 年度業務の実績評価及び共済業務における共済運営委員会の意見を聴いて理事長が行った平成 15 年度の取組みの実績評価の結果を踏まえ、今後の業務運営について一層の効率化を図るとともに、透明性の確保と私学関係者への説明責任の履行に定めるために策定した。</p> <p>・「管理職登用基準」は事業団業務の円滑な運営を實踐する中心的・先導的役割を担う管理職への登用候補者の人選に当たり、人事の透明性、客観性、公平性を確保するために策定した。</p>	<p>A</p>	<p>職員の採用、人事異動が適切に行われていることを評価する。</p>
<p>A：年度計画どおり実施した B：年度計画どおりほぼ実施した C：年度計画どおり実</p>					<p>A</p>	

<p>④ 職員採用に当たっては、原則として文部科学省文教団体職員採用試験を活用し、優秀な人材の確保を図る。</p>	<p>(4) 文部科学省文教団体職員採用試験の活用について</p> <p>ア 試験を早期に実施し、優秀な人材の確保に努める。 5月30日(前年度7月27日)</p> <p>イ 募集人員 若干名</p> <p>ウ 全国の大学に募集要項を発送し、就職関連雑誌等へ求人広告を掲載し、応募人員の増加に努める</p>	<p>人材確保のための取組み状況</p>	<p>施しなかった</p> <p>・事業団が行った優秀な人材を確保するための取組み及びその結果について、事業団から聴取した内容を踏まえ委員の協議により評定を決定</p>	<p>・職員の採用に当たっては、平成16年度文部科学省文教団体職員採用試験を活用し実施した。</p> <p>・平成16年度より、試験日を2か月早めて実施(平成15年度までは7月末)し、優秀な学生の確保に努めた。</p> <p>・文部科学省文教団体職員採用試験は、文部科学省が所管する独立行政法人・財団法人等のうち文教関係団体10団体で組織し、そのスケールメリットにより採用に係る経費を縮減し、1団体では募集が困難である受験者数を確保するために統一試験として実施した。</p> <p>・事業団としては、当初平成17年4月採用予定として3人(助成業務1人)の採用を予定していた。結果として、平成16年10月採用者3人(助成業務2人)平成17年4月採用予定者3人(助成業務1人)となった。</p> <p>・全国の私立大学に募集要項を送付した(672件)。</p> <p>・平成16年度より、職員募集の広告を就職関連雑誌への掲載からインターネットの就職情報サイトへの掲載に移行した。</p>	<p>A</p>
<p>(2) 人員に係る指標</p> <p>常勤職員については、その職員数の抑制を図る。</p> <p>(参考1)</p> <p>①期初の常勤職員数 105人</p> <p>②期末の常勤職員数の見込み 103人以内</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込</p>			<p>A : 年度計画どおり実施した</p> <p>B : 年度計画どおりほぼ実施した</p> <p>C : 年度計画どおり実施しなかった</p>		<p>A</p>

<p>み 5,351百万円</p> <p>ただし、上記の額は、平成15年度の給与ベースによる役員給与並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、福利費及び退職給与金に相当する範囲の費用である。</p>						
<p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>なし</p>						